

第七回 国会 農林委員會 議 録 第二十三号

昭和二十五年四月三日(月曜日)

午前十一時七分開議

出席委員

委員長 小笠原八十美君

理事 安部 俊吾君 理事 野原 正勝君

理事 八木 一郎君 理事 關野 崇太郎君

理事 山村新治郎君 理事 井上 良二君

理事 小林 運美君 理事 山口 武秀君

理事 吉川 久衛君

青木 正君 宇野秀次郎君

河野 謙三君 寺本 畜君

中村 清君 原田 雪松君

平野 三郎君 淵 運義君

足鹿 覺君 石井 繁九君

横田基太郎君 小平 應君

出席政府委員

農林政務次官 坂本 實君

農林事務官 藤田 巖君

農政局長 山添 利作君

農地局長 山根 東明君

農林事務官 山根 東明君

農政局長 山根 東明君

委員外の出席者

農林事務官 平木 桂君

農政局長 岩隈 博君

農地局長 藤井 信君

農政局長 藤井 信君

農政局長 藤井 信君

農政局長 藤井 信君

農政局長 藤井 信君

農政局長 藤井 信君

農政局長 藤井 信君

農政局長 藤井 信君

農政局長 藤井 信君

農政局長 藤井 信君

農政局長 藤井 信君

農政局長 藤井 信君

農政局長 藤井 信君

家畜改良増殖法案(内閣提出第一五〇号)

四月一日

夕張川ダム築設促進に関する請願

(苫米地英俊君紹介)(第二〇八八号)

霞ヶ浦及び北浦における干拓事業中

止等に関する請願(橋本登美三郎君

紹介)(第二〇九〇号)

食糧検査員増員の請願(橋本登美三

郎君外一名紹介)(第二〇九六号)

同外一件(武藤嘉一君紹介)(第二

四四四号)

海部郡水利組合排水機管理維持費全

額国庫負担の請願(江崎真澄君紹介)

(第二二二六号)

水溶性マンガ肥料製造技術研究に

補助金交付の請願(山本猛夫君紹介)

(第二二二七号)

揖斐郡下のかんがい揚水用電力料金

全額国庫負担の請願(武藤嘉一君紹

介)(第二二二九号)

食糧事務所職員の見直し増加に関する

請願(小林運美君紹介)(第二二四三

号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

小委員補欠選任

農業協同組合法の一部を改正する法

律案(内閣提出第二二二二号)

牧野法案(内閣提出第二二二七号)

自作農創設特別措置法の一部を改正

する等の法律案(内閣提出第一四五

号)

家畜改良増殖法案(内閣提出第一五

号)

家畜改良増殖法案(内閣提出第一五

号)

植物防疫法案(内閣提出第一四二二号)

(予)

〇小笠原委員長 これより会議を開き

ます。

議事に入る前に、議案が付託になり

ましたから御報告いたします。去る三

月三十一日、内閣提出による家畜改良

増殖法案が、本委員会に付託と相なり

ました。以上御報告いたします。

次に、小委員の補欠選任を行います

す。去る三月二十七日、石井繁九君、

同じく三十一日小淵光平君が委員を辞

任せられました。なお、委員を辞任せ

られました石井繁九君は林業対策小委

員及び蚕糸価格安定に関する法律案起

草小委員でありました。また小淵光平

君は林業対策小委員、公共事業小委員

及び蚕糸価格安定に関する法律案起草

小委員でありましたので、これら各小

委員の補欠選任を行わねばなりません

が、これは先例によりまして委員長に

おいて指名するに御異議はありません

か。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇小笠原委員長 御異議なしと認めま

す。それでは林業対策小委員及び蚕糸

価格安定に関する小委員には石井繁九

君を、また林業対策小委員、公共事業

小委員及び蚕糸価格安定に関する小委

員には小淵光平君をそれぞれ指名いた

します。

〇小笠原委員長 それでは、まず牧野

法案を議題とし、その討論に入りま

す。

この際討論の通告がありませんの

で、これを省略し、ただちに本案に対

する採決を行います。

本案の原案に賛成の諸君の起立を求

めます。

〔総員起立〕

〇小笠原委員長 起立総員。よつて本

案は原案の通り全会一致をもつて可決

いたしました。

なおこの際、委員会の報告書の件に

ついて、お諮りいたします。これは先

例によりまして、委員長に御一任を願

いたいと思いますが、御異議はありま

せんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇小笠原委員長 御異議なしと認めま

す。それではさよう決しました。

〇小笠原委員長 次に家畜改良増殖法

案を議題とし、その提案理由の説明を

求めます。

家畜改良増殖法

目次

第一章 総則(第一条―第三条)

第二章 種畜(第四条―第十条)

第三章 家畜人工授精(第十一条―

第三十二条)

第四章 雑則(第三十三条―第三

十七条)

第五章 罰則(第三十八条―第四

十一条)

附則

第一章 総則

第一条 この法律は、種畜を確保

し、その利用を増進し、その他家

畜の改良増殖を促進し、もつて畜

産の振興を図ることを目的とす

る。

(家畜の改良増殖を促進する義務)

第二条 国又は都道府県は、第二章

以下において規定する事項以外の

事項であつても家畜の改良増殖の

促進に有効な事項については、こ

れを積極的に行わなければならない

い。

(定義)

第三条 この法律において「種畜」と

は、牛、馬その他政令で定める家

畜の雄であつて、その飼養者が次

条の規定による種畜証明書の交付

を受けているものをいう。

2 この法律において「家畜人工授

精」とは、牛、馬、めん羊、山羊

又は豚の雄から精液を採取し、処

理し、及び雌に注入することとい

う。

第二章 種畜

(種付の制限)

第四条 牛、馬その他政令で定める

家畜の雄は、その飼養者におい

て、農林大臣が毎年定期に行う検

査を受け、種畜証明書の交付を受

けていなければならない。種付家

畜人工授精を含む。以下同じ。

用に供してはならない。但し、左

に掲げる場合は、この限りでな

い。

三月三十一日

四月三日

委員高田富之君辞任につき、その補

欠として米原昶君が議長の指名で委

員に選任された。

第一類第九号

農林委員會會議録第二十三号

昭和二十五年四月三日

第一類第九号

農林委員會會議録第二十三号

昭和二十五年四月三日

第一類第九号

農林委員會會議録第二十三号

昭和二十五年四月三日

第一類第九号

農林委員會會議録第二十三号

昭和二十五年四月三日

一 本邦（北支、北海道、四国、九州及びその附属の島をいう。）以外の地域又は第三十七条の規定により指定された島から輸入し、又は移入した家畜の雄であつて、その飼養者において、農林大臣が臨時に行う検査を受け、種畜証明書の交付を受けているものを種付の用に供する場合

二 疾病その他やむを得ない事由によつて農林大臣が定期に行う検査を受けることができなかった家畜の雄であつて、その飼養者において、都道府県知事が臨時に行う検査を受け、種畜証明書の交付を受けているものを当該都道府県知事の管轄する都道府県の区域内において種付の用に供する場合

三 學術研究のため種付の用に供する場合その他省令で定める場合

2 前項の検査は、その家畜が省令で定める伝染性疾患及び遺伝性疾患並びに繁殖機能の障害（以下「疾患」と総称する。）を有しないかどうかについて行う。

3 第一項の種畜証明書には、種畜の血統、能力及び体型による等級を記載しなければならない。

（種付の禁止）
第五条 種畜が疾患にかかつていることを知りながら、これを種付の用に供してはならない。但し、前条第一項第三号の場合には、この限りでない。

（種畜証明書の有効期間）
第六条 第四条第一項本文の規定により種畜証明書の効力を取り消し、停止し、又は停止を解除した場合、その他省令で定める場合は、当該種畜の所在する都道府県を管轄する都道府県知事にその旨を通報しなければならない。

2 農林大臣は、天災その他やむを得ない事由により前項の検査の日から一箇年以内の次の定期の検査を行うことができない場合には、同項の規定にかかわらず同項の有効期間を六箇月以内に限り延長することができる。

2 農林大臣又は都道府県知事は、前項の通報を受けた場合、第四条第一項第二号の種畜証明書を交付した場合、前条の規定により種畜証明書の効力を取り消し、停止し、又は停止を解除した場合、その旨を公示しなければならない。

（種畜の飼養者の種畜証明書の呈示等）
第九条 種畜の飼養者は、種付を受けようとする家畜の飼養者その他省令で定める者から要求があつたときは、種畜証明書を呈示しなければならない。

2 種畜の飼養者は、種付台帳を備えて、種付に関する事項を記載しなければならない。

3 種畜の飼養者は、前項の種付台帳を五年間保存しなければならない。

4 種畜の飼養者は、種付を受けた雌の家畜の飼養者から種付証明書若しくは精液採取証明書の交付を要求されたとき、又はその種畜から家畜人工授精の用に供する精液（以下「家畜人工授精用精液」という。）を採取した家畜人工授精師からその精液採取に関する証明を要求されたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

（種畜証明書の交付手続等）
第七条 農林大臣又は都道府県知事は、第三十五条の検査の結果、疾患にかかつていないと認めた種畜について、その疾患の程度により、それぞれその交付した種畜証明書の効力を取り消し、又は停止することができる。

2 農林大臣又は都道府県知事は、前項の規定により種畜証明書の効力を停止した場合において当該種畜の疾患がなおつたときは、すみやかにその停止を解除しなければならない。

（種畜の公示）
第八条 農林大臣は、第四条第一項本文又は同項第一号の種畜証明書を交付した場合、第六条第二項の規定により種畜証明書の有効期間を延長した場合、前条の規定により種畜証明書の効力を取り消し、停止し、又は停止を解除した場合、その旨を公示しなければならない。

（家畜人工授精の制限）
第十三条 家畜人工授精師でない者は、家畜人工授精用精液を採取し、処理し、又はこれを雌の家畜に注入してはならない。但し、學術研究のためにする場合、自己の飼養する雌の家畜から家畜人工授精用精液を採取し、処理し、又はこれを自己の飼養する雌の家畜に注入する場合その他省令で定める場合は、この限りでない。

第十四条 前条第二項の封かんがなく、又は精液証明書が添付されていない家畜人工授精用精液は、これを譲り渡し、又は雌の家畜に注入してはならない。但し、第十一条但書及び前条第二項但書の場合には、この限りでない。

第十五条 家畜人工授精師は、家畜人工授精用精液を備えて、家畜人工授精に関する事項を記載しなければならない。

第十六条 家畜人工授精師にならうとする者は、都道府県知事の免許を受けなければならない。

（家畜人工授精師の免許）
第十六条 家畜人工授精師にならうとする者は、都道府県知事の免許を受けなければならない。

（家畜人工授精師の免許）
第十六条 家畜人工授精師にならうとする者は、都道府県知事の免許を受けなければならない。

（家畜人工授精師の免許）
第十六条 家畜人工授精師にならうとする者は、都道府県知事の免許を受けなければならない。

（家畜人工授精師の免許）
第十六条 家畜人工授精師にならうとする者は、都道府県知事の免許を受けなければならない。

（家畜人工授精師の免許）
第十六条 家畜人工授精師にならうとする者は、都道府県知事の免許を受けなければならない。

（家畜人工授精師の免許）
第十六条 家畜人工授精師にならうとする者は、都道府県知事の免許を受けなければならない。

（家畜人工授精師の免許）
第十六条 家畜人工授精師にならうとする者は、都道府県知事の免許を受けなければならない。

（家畜人工授精師の免許）
第十六条 家畜人工授精師にならうとする者は、都道府県知事の免許を受けなければならない。

（家畜人工授精師の免許）
第十六条 家畜人工授精師にならうとする者は、都道府県知事の免許を受けなければならない。

（家畜人工授精師の免許）
第十六条 家畜人工授精師にならうとする者は、都道府県知事の免許を受けなければならない。

（家畜人工授精師の免許）
第十六条 家畜人工授精師にならうとする者は、都道府県知事の免許を受けなければならない。

（家畜人工授精師の免許）
第十六条 家畜人工授精師にならうとする者は、都道府県知事の免許を受けなければならない。

（家畜人工授精師の免許）
第十六条 家畜人工授精師にならうとする者は、都道府県知事の免許を受けなければならない。

（家畜人工授精師の免許）
第十六条 家畜人工授精師にならうとする者は、都道府県知事の免許を受けなければならない。

（家畜人工授精師の免許）
第十六条 家畜人工授精師にならうとする者は、都道府県知事の免許を受けなければならない。

（家畜人工授精師の免許）
第十六条 家畜人工授精師にならうとする者は、都道府県知事の免許を受けなければならない。

（家畜人工授精師の免許）
第十六条 家畜人工授精師にならうとする者は、都道府県知事の免許を受けなければならない。

（家畜人工授精師の免許）
第十六条 家畜人工授精師にならうとする者は、都道府県知事の免許を受けなければならない。

（家畜人工授精師の免許）
第十六条 家畜人工授精師にならうとする者は、都道府県知事の免許を受けなければならない。

（家畜人工授精師の免許）
第十六条 家畜人工授精師にならうとする者は、都道府県知事の免許を受けなければならない。

2 家畜人工授精師の免許は、左の各号の一に該当する者でなければ、与えない。

一 獣医師

二 農林大臣の指定する者又は都道府県知事が家畜の種類別に行う家畜人工授精に関する講習会の課程を修了してその修業試験に合格した者

3 前項第二号に該当して家畜人工授精師の免許を与えられた者は、その者が合格した同項の修業試験に係る家畜の種類についてのみ家畜人工授精師として業務を行うことができる。

(家畜人工授精師の免許を与えない場合)

第十七条 禁治産者又は準禁治産者には前条の免許を与えない。

2 左の各号の一に該当する者には前条の免許を与えないことができる。

一 精神病者又は麻痺若しくは大麻の中毒者

二 不具の者であつて、家畜人工授精師としての業務を行うのに支障があるもの

三 家畜伝染病予防法(大正十一年法律第二十九号)、種畜法(昭和二十三年法律第五十五号)、薬事法(昭和二十三年法律第七十九号)、獣医師法(昭和二十四年法律第八十六号)若しくは家畜商法(昭和二十四年法律第二百八号)又はこれらの法律に基く命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられた者

四 この法律又はこの法律に基く命令の規定に違反した者

(家畜人工授精師免許証)
第十八条 都道府県知事は、第十六条の免許を与えたときは、家畜人工授精師免許証を交付しなければならない。

(家畜人工授精師の免許の取消及び業務の停止)
第十九条 都道府県知事は、家畜人工授精師が第十七条第一項に規定する者に該当するに至つたとき又は家畜人工授精師から申請があつたときは、その免許を取り消さなければならない。

2 都道府県知事は、家畜人工授精師が第十七条第二項各号の一に掲げる者に該当するに至つたとき又はこの法律若しくはこの法律に基く命令に基く処分を違反したときは、その免許を取り消し、又はその業務の停止を命ずることができる。

3 都道府県知事は、前項の処分をしよとするとときは、当該処分に係る者に対して相当の期間を置いて予告した上、公開による聴聞を行わなければならない。

4 前項の予告においては、期日、場所及び事実の内容を示さなければならない。

5 聴聞に際しては、当該処分に係る者に対して、当該事実について意見を述べ、且つ、証拠を呈示する機会を与えなければならない。

(家畜人工授精師免許等の効力)
第二十条 第十六条の免許及び前条の免許の取消又は業務の停止の効力は、全都道府県に及ぶ。

(名称の独占)
第二十一条 家畜人工授精師でなければ、家畜人工授精師という名称を用いてはならない。

(家畜人工授精師免許証の携帯等)
第二十二条 家畜人工授精師は、家畜人工授精を行うときは、家畜人工授精師免許証を携帯し、且つ、家畜人工授精に係る家畜の飼養者の要求があるときは、これを呈示しなければならない。

2 家畜人工授精師は、家畜人工授精用精液の注入を受けた雌の家畜の飼養者から授精証明書交付を要求されたとき又は家畜人工授精用精液を採取した雄の家畜の飼養者からその採取に関する証明を要求されたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(家畜人工授精師の届出)
第二十三条 家畜人工授精師は、毎年十二月三十一日現在において、その氏名、住所その他省令で定める事項を、翌年一月三十一日まで、その住所を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

(家畜人工授精所の開設の許可)
第二十四条 家畜人工授精所を開設しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

但し、国又は都道府県が開設する家畜人工授精所については、この限りでない。

(家畜人工授精所の開設の許可を与えない場合)
第二十五条 前条の許可は、申請に係る施設が、家畜人工授精を適確に、且つ、衛生的に実施するため必要な省令で定める構造、設備及び器具を備えていない場合には、

与えない。

2 前条の許可は、当該施設の設置の場所が風紀上不適当であるときは、与えないことができる。

(家畜人工授精所の開設の許可の取消及び使用の停止)
第二十六条 都道府県知事は、家畜人工授精所の開設者から申請があつたときは、その開設の許可を取り消さなければならない。

2 都道府県知事は、家畜人工授精所が前条第一項の構造、設備及び器具を欠くに至つたとき又は家畜人工授精所の開設者がこの法律若しくはこの法律に基く命令の規定若しくはこれらに基く処分を違反したときは、その開設の許可を取り消し、又はその使用の停止を命ずることができる。

3 第十九条第三項から第五項までの規定は、前項の場合に準用する。

(家畜人工授精所の種畜)
第二十七条 家畜人工授精所の開設者は、都道府県知事が畜産に関する専門的知識又は経験を有する者の意見をきいて定めた規格に適合する雄の家畜を少くとも一頭所有し、若しくは占有し、又は他人の飼養する家畜であつて規格に適合するものの家畜人工授精用精液を契約等により提供できるようにしておかなければならない。

但し、家畜人工授精用精液の採取をしない家畜人工授精所については、この限りでない。

を都道府県知事に届け出なければならない。

(家畜人工授精所の管理)
第二十八条 家畜人工授精の開設者は、みづから家畜人工授精師であつてその家畜人工授精所を管理する場合の外、その家畜人工授精所を管理させるために、家畜人工授精師を置かなければならない。

(家畜人工授精用精液提供の義務)
第二十九条 家畜人工授精所の開設者は、その家畜人工授精所において家畜人工授精用精液の提供を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(名称の独占)
第三十条 家畜人工授精所でなければ、その名称中に家畜人工授精所たることを示す文字を用いてはならない。

(国又は都道府県の開設する家畜人工授精所等)
第三十一条 国又は都道府県が開設する家畜人工授精所その他家畜人工授精を行うため国又は都道府県が開設する施設は、第二十五条第一項の構造、設備及び器具を備えなければならない。

(家畜人工授精師の免許の申請手続等)
第三十二条 この章に規定するものの外、第十五条の家畜人工授精師の様式、第十六条第二項第二号の講習会及び修業試験の方法、家畜人工授精師の免許及び家畜人工授精所の開設の許可の申請手続並びに家畜人工授精師免許証の交付、書換交付、再交付及び返納に關し必要な事項は、省令で定める。

第四章 雑則

(種畜検査委員及び地方種畜検査委員)

第三十三条 家畜の改良増殖に関する事務を処理させるため、農林省に種畜検査委員を、都道府県に地方種畜検査委員を置く。

2 種畜検査委員は、畜産に関し知識経験を有する農林省の職員のうちから農林大臣が任命する。

3 地方種畜検査委員は、畜産に関し知識経験を有する都道府県の技術吏員のうちから都道府県知事が任命する。

(報告)

第三十四条 都道府県知事は、家畜の改良増殖を促進するため必要があるとき、種畜の飼養者、家畜人工授精所の開設者又は家畜人工授精師から種付その他必要な事項の報告を求めることができる。

(立入検査等)

第三十五条 農林大臣又は都道府県知事は、家畜の改良増殖を促進するため必要があるとき、種畜検査委員又は地方種畜検査委員に畜舎、家畜人工授精所その他家畜人工授精を行う場所に立ち入らせ、関係者に質問させ、家畜、施設の構造、設備、器具その他の物件若しくは種付台帳、家畜人工授精簿その他必要な書類を検査させ、又は検査に必要な最少限度の分量に限り種畜の精液を収去させることができる。

2 種畜検査委員又は地方種畜検査委員は、前項の規定による立入、質問、検査又は収去をする場合に

は、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係者の要求があるときは、これを呈示しなければならない。

8 第一項の規定による立入、質問、検査又は収去は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。

(手数料の納付)

第三十六条 左の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内で省令で定める額の手数料を納めなければならない。但し、国又は都道府県については、この限りでない。

手数料を納めなければならない者	金額
一 第四條第一項本文又は同項第一号の検査を受けようとする者	千円
二 第四條第一項第二号の検査を受けようとする者	千円
三 第十條の規定による種畜証明書の書換交付又は再交付の申請をする者	百円
四 第十六條第一項の免許の申請をする者	千円
五 第二十四條の許可の申請をする者	千円
六 第三十二條の規定による家畜人工授精師免許証の書換交付又は再交付の申請をする者	百円

2 前項の手数料は、農林大臣の行う検査を受けようとする者及び農林大臣に対して申請をする者の納付するものについては国の、その他の者の納付するものについては

当該都道府県の収入とする。

(適用除外)

第三十七条 政府は、政令の定めるところにより、島を指定してこの法律の全部又は一部を適用しないことができる。

第五章 罰則

第三十八条 左の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第四條第一項、第五條又は第十一條の規定に違反した者

二 虚偽又は不正の事実に基づいて、第十六條第一項の規定による免許を受けた者

第三十九条 第十二條、第十三條第二項、第十四條第一項若しくは第二項、第二十一條又は第三十條の規定に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

第四十条 左の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第九條第一項若しくは第四項又は第二十二條第一項若しくは第二項の規定に違反した者

二 第九條第二項に規定する事項を種付台帳に記載せず、又は虚偽の記載をした者

三 第十五條第一項に規定する事項を家畜人工授精簿に記載せず、又は虚偽の記載をした者

四 第十三條第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

五 第三十四條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

六 第三十五條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

した者

第四十一条 第九條第三項又は第十五條第二項の規定に違反した者は、二万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において、政令で定める。

(種畜法の廃止)

2 種畜法は、廃止する。

(経過規定)

3 この法律施行の際、現に種畜法第三條の規定により証明書の交付を受けている家畜は、この法律に規定する種畜とみなし、当該証明書は、第四條の規定により交付された種畜証明書とみなす。

4 この法律施行の際、現に種畜法の規定により設立されている家畜登録協会(以下「旧協会」という。)については、附則第二項及び第十七項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 旧協会であつてこの法律施行の日から起算して九十日を経過した時に現に存するもの(清算中のものを除く)は、その時に解散する。

6 旧協会は、前項の期間内において、政令で定める手続に従い、他の法律に基く団体となることができ。

7 旧協会は、解散したときは、その解散の日から起算して九十日をこえない期間内において、清算を完了しなければならない。

8 第六項の政令には、事業者団体法(昭和二十三年法律第九十一号)若しくは私的独占の禁止及び

公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の適用を排除し、又はこれらの規定に基く公正取引委員会の職権に影響を及ぼす規定を設けることができる。

9 この法律施行の際、現に引き続き一年以上家畜人工授精の業務を行つていた者は、この法律施行の日から二年間は、第十六條の規定により家畜人工授精師の免許を受けた者とみなす。

10 第二十二條第一項の規定は、前項の者が家畜人工授精師の免許を受けているとみなされる間は、適用しない。

11 附則第九項の者は、この法律施行の日から三箇月以内に省令で定める手続により、都道府県知事に届けなければならない。

12 前項の規定による届出をしなかつた者については、同項の期間経過後は、附則第九項の規定は、適用しない。

13 この法律施行の際、現に引き続き一年以上家畜人工授精の業務を行つていた施設は、この法律施行の日から一年間は、第二十四條の許可を受けた家畜人工授精所とみなす。

14 前項の施設の開設者は、この法律施行の日から三箇月以内に省令で定める手続により都道府県知事に届け出なければならない。

15 前項の規定による届出がなかつた施設については、同項の期間経過後は、附則第十三項の規定は、適用しない。

16 この法律施行前にした行為に対

する罰則の適用については、なお従前の例による。

(事業者団体法の一部改正)

17 事業者団体法の一部を次のように改正する。

第六条第一項第三号中「二 種畜法(昭和二十三年法律第五十五号)の規定に基いて設立された家畜登録協会」を削る。

○坂本政府委員 家畜改良増殖法案の提案理由を御説明いたします。今さら申し上げるまでもなく、畜産を振興することは農業経営の合理化を促し、農業の総合生産力を増強し、もつて農業経済の安定をはかるとともに栄養食糧を確保し、国民の食生活を改善するためきわめて肝要なことであり、また、政府といたしましては種々畜産の振興に関する具体的方策を策定いたしました。その有効適切な実施に努力いたしているものであります。なかんずく種畜を確保しその利用の増強をはかることは家畜改良の基本であり、畜産振興の根幹をなすものであります。で、昭和二十三年八月から施行せられました種畜法等に基き鋭意その施策を進めているのでありますが、種畜法施行以来一年有余の経験にかんがみ、その一部を改正するとともに、最近急激な普及を示しておりますところの家畜の人工授精の健全なる発達をはかるため、必要な規制を加えまして、家畜改良増殖の施策を行おうとするものであります。以下本法案の主要なる内容について、その概要を申し上げたいと思ひます。

第一は現行の種畜法によれば、種畜検査はすべて農林大臣が行うことにな

つていのでありますが、この際臨時検査の一部については、都道府県知事に行なわせようとするのであります。すなわち種畜検査を農林大臣において行うことは、その判定基準を統一するため必要なことであり、今後これを原則とすることにかわりはないのであります。不測の事故により種畜を補充する必要があるとき、これを機動的に行なわせるためには、都道府県知事をして臨時に種畜検査を行わしめ、種畜を補充せしめる道を開くのが適当と考えられるからであります。

第二は、家畜人工授精の健全な発達をはかるため、家畜人工授精師、並びに家畜人工授精所を免許あるいは許可制にするとともに、家畜人工授精の実施に必要な規制を加えたこととあります。家畜に対する人工授精術の応用は、わが国においても十数年以前から試みられていのでありますが、特にここ数年來急激に普及いたしており、政府といたしましては都道府県に對し、家畜人工授精施設の開設を奨励し、明年度におきましては、全国二百六十箇所に対する半額国庫負担の経費を計上し、その普及推進をはかつているのであります。かくのごとく家畜の人工授精は現在飛躍的發展の段階に達しているものでありますが、一歩その運用を誤れば家畜人工授精に対する信用を失ひ、その健全な発達をはばまれるおそれがありますので、この際これに適當な規制を加え、その適正な実施を確保しようとする必要があると考えられるのであります。

第三は、現行種畜法にありましてこの家畜登録協会に関する規定を廃止したこととあります。すなわち現行法

で家畜の登録を目的とする団体として、特に家畜登録協会について規定しましたのは、当時民間団体が家畜登録の事業を行うことは、事業者団体法に規定する禁止行為に該当するとの意見が有力でありましたので、家畜登録事業の重要性にかんがみ、特にこれを同法の適用除外にしようとの意図によつたのであります。最近有力な意見として、家畜登録事業は事業者団体法による禁止行為に該当しないのではないかと、の解釈が示されたので、かかる意味からは、もはや家畜登録協会を法的に規制する必要がなくなり、むしろこの機会にこれを自由な形で民間の創意により、民主的に運営させるのが適當ではないかと考えられるのであります。この処置により家畜登録協会は法律上の特別の制度としては廃止されるのであります。家畜登録事業が家畜の改良増殖にきわめて重要なことにはかわりないのでありますから、政府といたしましては従前同様この種事業の普及発展に努力いたす所存であります。

第四は、現行法に認められておりますところの種畜の確保に關し、必要がある場合における家畜の移動、または屠殺の制限に關する農林大臣の権限を廃止したこととあります。これは現行種畜法制定以後における家畜の事情の好転に伴ひ、もはやかかる非常手段を講ずる必要が少くなつたと認められるからであります。

以上が本法案の内容のおもな点であります。本法案はその円滑なる施行によりまして、現下の家畜の改良増殖、ひいては畜産振興に對する澎湃たる要望の一端にこたえたとともに、畜

産の飛躍的發展の實現に資し得られるものと考えられるのであります。

右のような理由によりまして、この法案を提出した次第であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決せられんことをお願い申し上げます。

○小笠原委員長 これにて本案に對する提案理由の説明は終了しました。

○小笠原委員長 次に植物防疫法案を議題とし、政府の提案理由の説明を求めます。坂本政府委員。

植物防疫法案
植物防疫法

目次

第一章 總則(第一条—第五条)

第二章 國際植物檢疫(第六条—第十一條)

第三章 國內植物檢疫(第十二條—第十六條)

第四章 緊急防除(第十七條—第二十一條)

第五章 都道府県の防疫(第二十二條—第二六條)

第六章 不服の申立(第二十三條)

第七章 罰則(第二十四條—第二十七條)

附則

第一章 總則

(法律の目的)

第一条 この法律は、輸出入植物及び國內植物を檢疫し、並びに植物に有害な動物植物を駆除し、及びそのまん延を防止し、もつて農業生産の安全及び助長を図ることを目的とする。

第二条 この法律で「植物」とは、

頭花植物、しだ類又はせんたい類に屬する植物(その部分、種子、果実及びむしろ、こもその他これに準ずる加工品を含む)で、次項の有害植物を除くものをいう。

2 この法律で「有害植物」とは、真菌、細菌、細菌、寄生植物及びベイルラスであつて、直接又は間接に有用な植物を害するものをいう。

3 この法律で「有害動物」とは、昆虫、だに等の節足動物、線虫その他の無脊椎動物又は脊椎動物であつて、有用な植物を害するものをいう。

(植物防疫官及び植物防疫員)
第三条 この法律に規定する檢疫又は防除に従事させるため、農林省に植物防疫官を置く。

2 第三章又は第四章の規定により植物防疫官が行う檢疫又は防除の事務を補助させるため、農林省に植物防疫員を置くことができる。

3 植物防疫員は、非常勤とする。

(植物防疫官の権限)
第四条 植物防疫官は、有害動物又は有害植物が附着しているおそれがある植物又は容器包装があると認めるときは、土地、貯蔵所、倉庫、事業所、船車又は航空機に立ち入り、当該植物及び容器包装等を検査し、関係者に質問し、又は検査のため必要な最少量に限り、当該植物又は容器包装を無償で採取することができる。

2 前項の規定による検査の結果、有害動物又は有害植物があると認められた場合において、これを駆除し、又はそのまん延を防止するため必要があるときは、植物防疫官は、

当該植物、容器包装、土地、貯蔵所、倉庫、事業所、船車又は航空機を所有し、又は管理する者に対し、その消毒を命ずることができ

8 前項の場合には、第二十条第一項の規定を準用する。

4 第一項の規定による立入検査、質問及び集取の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(証票の携帯及び服制)

第五條 植物防疫官及び植物防疫員は、この法律により職務を執行するときは、その身分を示す証票を携帯し、且つ、前条第一項の規定による権限を行うときは、又は関係者の要求があつたときは、これを呈示しなければならない。

2 植物防疫官の服制は、農林大臣が定める。

第二章 國際植物檢疫

(輸入の制限)

第六條 輸入する植物及びその容器包装は、輸出国の政府機関により発行され、且つ、その検査の結果有害動物及び有害植物が附着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写を添附してあるものでなければ、有害動物又は有害植物が附着するおそれがあるため、輸入してはならない。但し、植物検査について政府機関を有しない国から輸入する植物及びその容器包装であつて、この章の規定により特に綿密な検査を受けたものについては、この限りでない。

2 植物及び次条第一項に掲げる禁

止品は、郵便物として輸入する場合を除き、省令で定める港及び飛行場以外の場所へ輸入してはならない。

3 植物及び次条第一項に掲げる禁止品は、小形包装物、商品見本及び小包郵便物以外の郵便物として輸入してはならない。

4 植物又は次条第一項に掲げる禁止品を小形包装物、商品見本及び小包郵便物以外の郵便物として受け取つた者は、遅滞なく、その現品を添えて動植物検査所に届け出なければならない。

(輸入の禁止)

第七條 何人も、左に掲げる物(以下「禁止品」という。)を輸入してはならない。但し、試験研究の用に供するため農林大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

一 省令で定める地域から發送され、又は当該地域を経由した植物で、省令で定めるもの

二 有害動物又は有害植物

三 土又は土の附着する植物

四 前各号に掲げる物の容器包装 2 前項但書の許可を受けた場合には、同項の許可を受けたことを証する書面を添附して輸入しなければならない。

3 第一項但書の許可には、輸入の方法、輸入後の管理方法その他必要な条件を附することができ

4 農林大臣は、第一項第一号の規定による省令を定めようとするときは、あらかじめ公聴会を開き、利害関係人及び学識経験がある者の意見を聞かなければならない。

(輸入植物等の検査)

第八條 植物又は禁止品を輸入した者は、遅滞なく、その旨を動植物検査所に届け出て、その植物又は禁止品及び容器包装につき、原状のまま、植物防疫官から、第六

条第一項の規定に違反しないかどうか、禁止品であるかどうか、並びに有害動物及び有害植物(農林大臣が指定する有害動物及び有害植物を除く。本条及び次条において同じ。)があるかどうかについて

の検査を受けなければならない。但し、第三項の規定による検査を受けた場合及び郵便物として輸入した場合は、この限りでない。

2 前項の検査は、第六條第二項の港又は飛行場の中の植物防疫官が指定する場所で行う。

3 植物防疫官は、必要と認めるときは、輸入される植物及び容器包装につき、船舶又は航空機内で輸入に先立つて検査を行うことができる。

4 通関手続をする郵便局は、植物又は禁止品を包有し、又は包有している疑のある小形包装物、商品見本又は小包郵便物の送付を受けたときは、遅滞なく、その旨を動植物検査所に通知しなければならない。

5 前項の通知があつたときは、植物防疫官は、同項の小形包装物、商品見本又は小包郵便物の検査を行う。この場合において、検査のため必要があるときは、郵便局員の立合の下に当該郵便物を開くことができる。

6 前項の検査を受けていない小形

包装物商品見本又は小包郵便物であつて植物を包有しているものを受け取つた者は、その郵便物を添え、遅滞なくその旨を動植物検査所に届け出て、植物防疫官の検査を受けなければならない。

7 省令で定める種苗については、植物防疫官は、第一項、第三項、第五項又は前項の規定による検査の結果、有害動物及び有害植物があるかどうかを判定するため必要があるときは、省令で定める所により、当該植物の所有者に対して隔離栽培を命じてその栽培地で検査を行い、又は自ら隔離栽培を実施することができる。

(廃棄、消毒等の処分)

第九條 前条の規定による検査の結果、有害動物又は有害植物があつた場合は、植物防疫官は、その植物及び容器包装を消毒し、若しくは廃棄し、又はこれを所有し、若しくは管理する者に対し、植物防疫官立会の下にこれを消毒し、若しくは廃棄すべきことを命じなければならない。

2 植物防疫官は、第六條、第八條第二項若しくは第六項の規定に違反して輸入された植物及び容器包装を廃棄し、又はこれを所持している者に対して植物防疫官の立会の下にこれを廃棄すべきことを命ずることができる。第八條第七項の規定による隔離栽培の命令の違反があつた場合において、その違反に係る植物についてもまた同様とする。

3 第七條の規定に違反して輸入された禁止品があるときは、植物防

疫官は、これを廃棄する。

4 前条の規定による検査の結果、当該植物及び容器包装が第六條第一項の規定に違反せず、禁止品に該当せず、且つ、これに有害動物及び有害植物がないと認めるときは、植物防疫官は、検査に合格した旨の証明をしなければならない。

(輸出植物の検査)

第十條 輸入国がその輸入につき輸出の検査証明を必要としている植物及びその容器包装を輸出しようとする者は、当該植物及び容器包装につき、植物防疫官から、それが当該輸入国の要求に適合していることについての検査を受け、これを輸出してはならない。

2 前項の検査は、動植物検査所で行う。但し、植物防疫官が必要と認めるときは、当該植物の所在地において行うことができる。

3 輸入国がその輸入につき栽培地における検査を要求している植物その他省令で定める植物については、あらかじめその栽培地で植物防疫官の検査を受け、その検査に合格した後でなければ、第一項の検査を受けることができない。

4 植物防疫官は、輸入国の要求に応ずるため、必要があると認めるときは、第一項の検査を受けた物について再検査をすることができ

(委任規定)

第十一條 この章に規定するものの外、検査の手續及び方法並びに検査の結果行う処分の基準は、農林

大臣が定めて公表する。

2 前項の場合には、第七條第四項の規定を準用する。

第三章 国内植物検疫

(国内検疫)

第十二條 農林大臣は、新たに国内に侵入し、又は既に国内の一部に存在している有害動物若しくは有害植物のまん延を防止し、優良な種畜を保全するため、この章の規定により検疫を実施するものとする。

(検査)

第十三條 農林大臣の指定する繁殖の用に供する植物(以下「指定種苗」という。)を生産する者(以下「種苗生産者」という。)は、毎年その生産する指定種苗について、その栽培地において栽培中に、植物防疫官の検査を受けなければならない。

2 植物防疫官は、前項の検査のみによつては有害動物又は有害植物を駆除し、又はそのまん延を防止する目的を達することができないと認めるときは、指定種苗の栽培前若しくは採取後における検査をあわせて行うことができる。

3 植物防疫官は、第一項又は前項の規定による検査の結果、指定種苗に農林大臣の指定する有害動物及び有害植物がないと認めるときは、当該種苗生産者に対して、合格証明書を交付しなければならない。

4 指定種苗は、前項の合格証明書又は植物の防疫官発行するその謄本若しくは抄本を添付してあるものでなければ、譲渡し、譲渡を委託し、又は当該検査を受けた栽培地の属する都道府県の区域外に移出してはならない。

託し、又は当該検査を受けた栽培地の属する都道府県の区域外に移出してはならない。

5 植物防疫官は、第一項又は第二項の規定による検査により、第三項の有害動物又は有害植物があることを認めるときは、その検査を中止し、当該種苗生産者に対し、当該有害動物又は有害植物を駆除し、又はそのまん延を防止するため必要と認める事項を口頭又は文書により指示しなければならない。

6 前項の指示を受けた種苗生産者は、当該指示に従つて必要な駆除予防をした場合には、植物防疫官に対し、当該指定種苗について第一項又は第二項に規定する検査を継続すべきことを申請することができる。

7 第一項の指定をする場合には、第七條第四項の規定を準用する。

(廃棄処分)

第十四條 植物防疫官は、前條第四項の規定に違反して譲渡され、譲渡を委託され、又は移出された指定種苗を所持している者に対して、その廃棄を命じ、又は自らこれを廃棄することができる。

(手数料の徴収及び委任規定)
第十五條 農林大臣は、第十三條第一項の規定により検査を受ける者から検査の実費をこえない範囲内において省令で定める額の手料を徴収することができる。

2 第十一條の規定は、国内植物検疫に準用する。

(適用除外)

第十六條 左に掲げる指定種苗については、前四條の規定は適用しない。

い。

一 農林大臣の指定する地域で生産される指定種苗

二 国又は都道府県が生産し、且つ、自ら検査する指定種苗

三 種苗生産者が同一都道府県の区域内で自ら繁殖の用に供するため生産する指定種苗

第四章 緊急防除

(防除)

第十七條 新たに国内に侵入し、若しくは既に国内の一部に存在している有害動物若しくは有害植物がまん延して有用な植物に重大な損害を与えるおそれがある場合、又は有害動物若しくは有害植物により有用な植物の輸出が阻害されるおそれがある場合において、これを駆除し、又はそのまん延を防止するため必要があるときは、農林大臣は、この章の規定により、防除を行うものとする。但し、森林害虫については、別に法律で定めるところにより防除が行われる場合は、この限りでない。

2 農林大臣は前條の規定による防除をするには、その三十日前までに左の事項を告示しなければならない。

- 一 防除を行う区域及び期間
- 二 有害動物又は有害植物の種類
- 三 防除の内容
- 四 その他必要な事項

(防除の内容)
第十八條 農林大臣は、前條第一項の防除を行うため必要な限度において、左の各号に掲げる命令をすることができる。

一 有害動物又は有害植物が附着し、又は附着するおそれがある植物を栽培する者に対し、当該植物の栽培を制限し、又は禁止すること

二 有害動物又は有害植物が附着し、又は附着しているおそれがある植物又は容器包装の譲渡又は移動を制限し、又は禁止すること

三 有害動物又は有害植物が附着し、又は附着しているおそれがある植物又は容器包装を所有し、又は管理する者に対し、当該植物又は容器包装の消毒、除去、廃棄等の措置を命ずること

四 有害動物又は有害植物が附着し、又は附着しているおそれがある農機具、運搬用具等の物品又は倉庫等の施設を所有し、又は管理する者に対し、その消毒等の措置を命ずること

2 前條第一項の場合において、緊急に防除を行う必要があるため同條第二項の規定によるいとまがないときは、農林大臣は、その必要の限度において、同項の規定による公表をしないで、前項第三号の命令をし、又は植物防疫官に有害動物若しくは有害植物が附着し若しくは附着しているおそれがある植物若しくは容器包装の消毒、除去、廃棄等の措置をさせることができる。

(協力命令)
第十九條 第十七條第一項の防除を行うため必要があるときは、農林大臣は、地方公共団体、農業者の組織する団体又は防除に関する業務に協力させることができる。

2 前項の場合には、協力命令書を交付しなければならない。

3 第一項の規定により防除に協力させたときは、国は、その費用を弁償しなければならない。

(損失の補償)

第二十條 国は、第十八條の処分により損失を受けた者に対し、その処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の規定により補償を受けようとする者は、補償を受けようとする見積額を記載した申請書を農林大臣に提出しなければならない。

3 農林大臣は、前項の申請があつたときは、遅滞なく、補償すべき金額を決定し、当該申請人に通知しなければならない。

4 農林大臣は、前項の規定により補償金額を決定するには、少くとも一人の農業者を含む三人の評価人をその区域から選び、その意見を徴しなければならない。

5 第一項の規定による補償を伴うべき処分は、これによつて必要となる補償金の総額が国会の議決を経た予算の金額をこえない範囲内で行なわれなければならない。

(報告義務)
第二十一條 都道府県知事は、新たに国内に侵入し、若しくは既に国内の一部に存在している有害動物若しくは有害植物がまん延して有用な植物に重大な損害を与えるおそれがあると認められた場合には、その旨を農林大臣に報告しなければならない。

第五章 都道府県の防除

(都道府県の行う防疫)

第二十二條 有害動物又は有害植物がまん延して有用な植物に重大な損害を与えるおそれがある場合において、これを駆除し、又はそのまん延を防止するため必要があるときは、都道府県は、植物を防疫し、又は有害動物若しくは有害植物の防疫に必要措置をとることが出来る。

2 前項の場合には、他の都道府県において生産された種苗その他の物の正當な流通を妨げないように留意しなければならない。

第六章 不服の申立

(不服の申立)
第二十三條 左に掲げる者は、当該処分不服があるときは、処分を受けた日から二週間以内に農林大臣に不服の申立をすることが出来る。

一 第四條第二項の規定による命令を受けた者

二 第十條第一項又は第三項の規定による検査の結果不合格となつた者

三 第十三條第六項の規定による検査の結果不合格となつた者

四 第十八條の規定による命令を受けた者

五 第二十條第三項の規定による補償金額の決定を受けた者

農林大臣は、前項の規定による不服の申立を受けたときは、遅滞なく、その者に対し、あらかじめ期日及び場所を通知して公開による聴聞を行い、当該申立人又はその代理人が証拠を呈示して意見を述べる機会を与へた

後、当該申立に対する決定をしなければならない。

第七章 罰則

第二十四條 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 第六條第一項若しくは第二項、第七條第一項、又は第十三條第四項の規定に違反した者

二 第七條第三項の規定による許可の条件に違反した者

三 第八條第一項の規定による検査を受けず、又はその検査を受けるに當つて不正行為をした者

四 第十八條第一項の規定による命令に違反した者

第二十五條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 第八條第六項の規定による検査を受けず、又はその検査を受けるに當つて不正行為をした者

二 第八條第七項の規定による命令に違反した者

三 第九條第一項若しくは第二項の規定による命令に違反し、又は同条第一項から第三項までの規定による処分を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

四 第十條第一項の規定に違反し、又は同条同項の検査を受けるに當つて不正行為をした者

五 第十八條第二項の規定による命令に違反し、又は同条同項の規定による処分を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二十六條 左の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第四條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同条同項の規定による質問に対し虚偽の陳述をした者

二 第四條第二項の規定による命令に違反した者

三 第六條第四項の規定に違反した者

四 第十條第四項の規定による再検査を拒み、妨げ又は忌避した者

五 第十四條の規定による命令に違反し、又は同条の規定による処分を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(同罰規定)

第二十七條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前三條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外その法人又は人に対しても各本條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため監督が尽されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附 則

(施行期日)
一 この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

(廃止法律)
二 左に掲げる法律は、廃止する。但し、この法律施行前にした行為に対する罰則の適用に關しては、この法律施行後でも、なお従前の例による。

輸出入植物防疫法(昭和二十三年法律第八十六号)、
害虫駆除予防法(明治二十九年法律第十七号)

(経過規定)

3 この法律施行前に輸出入植物防疫法の規定に基いてした検査又は許可は、この法律の相当規定に基いてなされたものとみなす。

(農業災害補償法の改正)
4 農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第九十九條に第二項として次のように加える。

農業共済組合は、その組合員が植物防疫法(昭和二十五年法律第

号)の規定に違反した場合に、当該違反行為の結果通常生ずべき損失の額については、当該組合員に対して共済金の支払の義務を有しない。

第九十九條の下に、第九十九條第二項を加える。

(物品の無償貸付及び譲与等に関する法律の改正)
5 物品の無償貸付及び譲与等に関する法律(昭和二十二年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第六号の次に次の一号を加える。

六の二 地方公共団体、農業者の組織する団体又は植物の防疫事業を行う者に対し植物の防疫を行ふために必要な動力噴霧機、動力散粉機、動力噴霧機その他の防除用機具を貸し付けるとき

○坂本政府委員 植物防疫法案につきまして、その提案理由を御説明申し上げたいと思ひます。農業生産の安全を確保し、さらにその増進をはかりますためには、国内の防疫を行うとともに、海外からの新しい病害虫の侵入を防止して、作物のかかる病害虫による損害を防止いたしますことが重要な要素なのであります。海外からの病害虫の侵入防止につきましては、従来輸出入植物防疫法によりまして、植物の輸出入に伴う防疫事業を実施して来たのであります。また国内におきましては、病害虫の対策として、明治二十九年制定せられました害虫駆除予防法がありまして、この法律の制定當時は病害虫の防除に対する知識水準がきわめて低く、農業者の自主的防除を期待することが困難でありましたので、現在からすれば一般的な病害虫を対象としたし、地方長官がその防除方法を定めて農業者に防除を行わせたということが建前とされましたので、特殊な病害虫を絶滅し、または蔓延を防止するために特別の措置をとるといふようなことは、まったく考慮されていなかったものであります。その結果、新しく国内に侵入した病害虫や、その他の特殊な病害虫に対しまして、国または地方公共団体が必要な措置を講ずることができなかつたために、幾多の病害虫が蔓延し、農作物に重大な損害を与へるようになったのであります。

この法律は以上のような欠陥を補うため、害虫駆除予防法を改廢いたしまして、ばれいしや輪廊病のような新たに海外から侵入したもの、または蜜柑蠅、ばれいしや凋萎病のような、すでに

に国内のごく一部に存在している恐るべき病害虫につきまして、その伝播、蔓延を防ぐのみでなく、さらにこれらをおきまして強力な防除措置を講じ得るようにならねばなりません。また国内の種苗の移動に伴つて恐るべき病害虫が伝播、蔓延することが多いので、これを防止するため、このようなおそれのある種苗の検査を実施し得るよういたし、これに従来の輸出入植物検査法を若干強化改正いたしまして整理統合し、国際的、国内的な植物の防疫に關する一貫した法律を立案したものであります。

以上がこの法律を提出した理由であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○小笠原委員長 これにて本案に対する提案理由の説明は終了しました。

○小笠原委員長 次に自作農創設特別措置法の一部を改正する等の法律案を議案としその提案理由の説明を求めます。坂本府委員。

自作農創設特別措置法の一部を改正する法律案

自作農創設特別措置法の一部を改正する等の法律

（自作農創設特別措置法の一部改正）

第一条 自作農創設特別措置法（昭和二十一年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

「市町村農地委員会」を「市町村農業委員会」に改める。

第三条第一項本文に次の但書を加

える。

但し、昭和二十五年二月十一日以後これに該当するに至つたものは、この限りでない。

第三条第五項本文に次の但書を加える。

但し、昭和二十五年二月十一日以後買収するものは、同年二月十日現在においても左に掲げる農地に該当していたものに限る。

第六条第三項中「農地調整法第六

条ノ三第一項の規定により都道府

県知事の定めた率があるときは、

その率」を「同条同項の規定によ

り都道府県知事の定めた率がある

ときは、その率」及び「同条同

項の規定により都道府県知事の定

めた率があるときは、その率」を

削り、同条に次の一項を加える。

第三項の土地台帳法による貸賃額

格及びその有無は、昭和二十五年二

月十一日以後買収する農地につい

ては、同年二月十日現在によつて定め

る。

第十六条第一項中「及び政府の所

有に属する農地で命令で定めるも

の」を「第二十三條の規定による交

換に因つて取得した農地及び第四十

三條の二第一項の決定のあつた農

地」に改める。

第二十二條第一項及び第二項中

「第十六條第一項の命令で定める農

地」を「次條の規定による交換に因

つて取得した農地又は第四十三條の

二第一項の決定のあつた農地」に

改める。

第二十六條の二第一項中「農地の

対価の徴収」を「農地の対価又は第

二十三條の規定による農地の交換に

より生ずる交換差金の徴収」に改

め、第三項及び第四項中「対価」の

下に「又は交換差金」を加える。

第二十七條第一項中「一定の割合

を超えるとき」の下に「災害に因り

当該農地につき著しい損壊を生じた

前項の対価は、中央農地委員会

議が時価を参酌して決定する基準

に従つて定める。

第三十八條第一項中「第三十一條

第一項の規定にかかわらず」の下に

「命令で定める手続に従い」を加え、

第二項中「第三十一條第二項第三項

前段第四項」を「第三十一條第二項

乃至第四項」に改める。

第四十條の二第二項本文に次の但

書を加える。

但し、昭和二十五年二月十一日

以後これに該当するに至つたもの

は、この限りでない。

第四十條の二第四項本文に次の但

書を加える。

但し、昭和二十五年二月十一日

以後買収するものは、同年二月十

日現在においても左に掲げる牧野

に該当していたものに限る。

第四十條の四第三項中「農地の時

物件又は権利」に改める。

第四十一條第一項中「政府は、の

下に「命令の定めるところにより、」

を加え、同項第二号及び第三号を次

のように改める。

二 第四十三條の二第一項の決定

のあつた政府の所有に属する土

地物件で、都道府県農地委員会

が、省令の定めるところにより、

農地の開墾又は開発後にお

ける土地の利用に供すべきもの

として指定したもの

三 第四十三條の二第二項の決定

のあつた政府の所有に属する牧

野若しくはその上にある立木、建

物その他の工作物又は牧野の利用

上必要な農業用施設若しくは水の

使用に關する権利で、前号に掲げ

るもの以外のもの

第四十一條第二項中「第十七條、

第十八條第一項乃至第三項第五項、

九

農地又は第四十三条の二第二項の決定のあつた農地」に、「第四十一条第一項第二号に掲げる牧野」を「第四十一条第一項第三号に掲げる土地物件又は権利」に改める。

第四十一条の二第二項中「第三号」を「第二号」に第三項中「第三号の決定」を「第二号の指定」に改める。

第四十一条の三第一項中「本条」の下に「及び次条」を加え、「命令の定めるところにより、第三十七条第一項に掲げる者に売り渡し、若しくは賃貸すべきものと決定されたもの」を「第四十三条の二第二項の決定のあつたもの」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第四十一条の四 第四十一条第一項

各号に掲げる土地、権利又は立木、工作物その他の物件を同項の規定により売り渡す場合又は前条第一項に掲げる土地を同項の規定により売り渡す場合における当該土地、権利又は立木、工作物その他の物件の対価は、左に掲げる額を基準としてこれを定める。

一 第三十条、第三十三条第二項

(第四十条の五第一項において準用する場合を含む)、第三十六、第三十七、第三十八、第四十条の二の規定により買収した土地、権利又は立木、工作物その他の物件にあつては、当該買収における当該土地、権利又は立木、工作物その他の物件の対価(第三十四条第一項又は第四十条の五第一項において準用する第十二条第一項の規定による権利の消滅に対し、第三十九条第一項又は第四十条の五第二項の

規定により交付した補償金を含む。以下本条において同じ。)

二 第四十一条第一項第二号若しくは第三号に掲げる土地、権利若しくは立木、工作物その他の物件又は第四十三条の二第二項の決定のあつた土地にあつては、当該決定のあつた当時における類似の土地、権利又は立木、工作物その他の物件の買収の対価に相当する額

三 第四十一条第一項第四号に掲げる土地にあつては、公有水面埋立法第二十二條の規定による竣功認可を受けた当時における近傍類似の土地の買収の対価に相当する額

四 第四十一条第一項各号に掲げる土地で、政府又は農地開発営団が昭和二十三年三月三十一日までに開墾を完了したものに於ては、前各号の規定にかかはらず、同日現在における近傍類似の農地につき定められた第六、第三三項の額

第四十一条の五 第四十一条第一項第一号、第二号若しくは第四号に掲げる土地(第四十条の二の規定により買収した牧野であつて第四十条の六第一項の規定により農地の開発又は開発後における土地の利用に供すべきものとして指定された牧野以外のものを除く)の売渡を受けた者若しくはその者から当該土地の所有権を承継した者が当該土地を農地の開発その他当該土地の売渡の目的以外の目的に供しようとするとき、又はその者が当該土地の売渡に際して政府の附

した条件に違反したときは、政府は、命令で定める場合を除いて、その者に対して当該土地を買い取るべきことを申し入れなければならない。

前項の申入があつたときは、その時にその申入において定めた条件によつて当該土地の売買が成立する。この場合における当該土地の対価は、前条第一号乃至第三号に掲げる土地にあつては、その売渡の額とし、同条第四号に掲げる農地にあつては、当該農地の売渡の日後十年以内に同項の申入をした場合にあつては、申入の時における農地調整法第六条ノ二の額からその売渡の額を差引いた額の十分の一に相当する額に売渡の日以後の経過年数(一年に満たない端数は、一年とする)を乗じて得た額をその売渡の額に加算した額とし、当該農地の売渡の日後十年を経過した後に同項の申入をした場合にあつては、申入の時における同法第六条ノ二の額とする。但し、売渡後造成された農地にあつては、近傍類似の農地の価格とする。

政府は、前項の規定により土地を取得したときは、遅滞なく第四十一条第一項に規定する者に当該土地を売り渡さなければならぬ。この場合における当該土地の対価は、中央農地委員会が時価を参酌して決定する基準に従つて定める。

第一項の規定による買収については、第十四条の規定を、前項の規定による売渡については、第四

十一條第二項乃至第四項の規定を準用する。

第三項の規定により売り渡した土地については、前四項の規定を準用する。

第四十三條の次に次の二条を加へる。

第四十三條の二 市町村農業委員会(省令で定める場合にあつては、都道府県農地委員会)は、政府の所有に属する土地、権利又は立木、工作物その他の物件について、これを自作農創設の目的に供することを相当とする旨の決定をすることができ

る。

都道府県農地委員会は、政府の所有に属する土地について、これを第三十七條第一項に掲げる者に売り渡し、又は賃貸することを相当とする旨の決定をすることができ

る。

第一項の市町村農業委員会の決定は、都道府県農地委員会の承認を、第二項の都道府県農地委員会の決定は、都道府県知事の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

都道府県農地委員会又は都道府県知事は、前項の承認又は認可をするには、当該土地、権利又は立木、工作物その他の物件の所管大臣の認可を受けなければならない。この場合における当該土地の対価は、中央農地委員会が時価を参酌して決定する基準に従つて定める。

第四十三條の三 行政財産たる土地、権利又は立木、工作物その他の物件につき前条第三項の承認又は認可があつたときは、当該土地、権利又は立木、工作物その他の物件の所管大臣は、その用途又

は目的を廃止し、且つ、農林大臣に対して当該土地、権利又は立木、工作物その他の物件の所管換(農林大臣の所管に属するものにあつては所屬換。以下本条において同じ)をしなければならぬ。

普通財産たる土地、権利又は立木、工作物その他の物件につき前条第三項の承認又は認可があつたときは、当該土地、権利又は立木、工作物その他の物件の所管大臣は、農林大臣に対して当該土地、権利又は立木、工作物その他の物件の所管換をしなければならぬ。

農林大臣は、前二項の規定により所管換を受けたときは、遅滞なくその旨を大蔵大臣に通知しなければならない。

第一項又は第二項の所管換の対価は、当該土地、権利又は立木、工作物その他の物件につき前条第一項の決定のあつた当時における類似の土地、権利又は立木、工作物その他の物件の買収の対価に相当する額の範囲内とする。

第二項の土地が普通地方公共団体において管理の費用を負担した道路、河川、水路、港灣、堤、みぞ又はため池でそれらの用途を廃止したものであるときは、前項の対価は、その負担した費用の額の範囲内において、当該普通地方公共団体に交付する。

第四十四條中「第十六條(第二十八條第四項第五項及び第二十九條第二項において準用する場合を含む)、第二十八條第三項(同条第五項において準用する場合を含む)若しくは

第四十一条を「第十六条（第二十九
九条第二項において準用する場合を
含む）、第四十一条、第四十一条の
三若しくは第四十一条の五第三項
（同条第五項において準用する場合
を含む）」に、「第二十八條第一項（同
条第五項及び第四十一条第四項にお
いて準用する場合を含む）」を「第
四十一条の五第一項（同条第五項に
おいて準用する場合を含む）」に改
める。

第四十四条の二中「第二十八條第
一項（同条第五項及び第四十一条
第四項において準用する場合を含
む）」を「第四十一条の五第一項（同
条第五項において準用する場合を含
む）」に改める。

第四十四条の三第二項中「第二十
八條第一項（同条第五項及び第四十
一条第四項において準用する場合を
含む）」を「第四十一条の五第一項
（同条第五項において準用する場合
を含む）」に、「第二項中「第十六条
（第二十八條第四項第五項、第二十
九条第二項及び第四十一条第四項に
おいて準用する場合を含む）」、第二
十八條第三項（同条第五項及び第四
十一条第四項において準用する場合
を含む）」若しくは「第四十一条第一
項」を「第十六条（第二十九條第二
項において準用する場合を含む）」、
第四十一条第一項若しくは「第四十
一条の五第三項（同条第五項におい
て準用する場合を含む）」に改める。

第四十四条の四第一項中「第二十
八條第一項（同条第五項及び第四十
一条第四項において準用する場合を
含む）」を「第四十一条の五第一項
（同条第五項において準用する場合
を含む）」に改める。

第四十四条の五第一項中「第二十
八條第一項（同条第五項及び第四十
一条第四項において準用する場合を
含む）」を「第四十一条の五第一項
（同条第五項において準用する場合
を含む）」に改める。

含む）」に、「第十六条（第二十八條
第四項第五項、第二十九條第二項及
び第四十一条第四項において準用す
る場合を含む）」、第二十八條第三項
（同条第五項及び第四十一条第四項
において準用する場合を含む）」若し
しくは「第四十一条第一項」を「第十六
条（第二十九條第二項において準用
する場合を含む）」、第四十一条第一
項若しくは「第四十一条の五第三項
（同条第五項において準用する場合
を含む）」に、「第二項中「第十六条
（第二十八條第四項第五項、第二十
九条第二項及び第四十一条第四項に
おいて準用する場合を含む）」若しく
は「第四十一条第一項の規定による当
該土地の売却若しくは「第四十一条の
三第一項に規定する」を「第十六条
（第二十九條第二項において準用す
る場合を含む）」、第四十一条第一項、
第四十一条の三第一項若しくは「第四
十一条の五第三項（同条第五項にお
いて準用する場合を含む）」の規定に
よる」に改める。

第四十六條第一項中「第二十八條
第一項（同条第五項、第二十九條第
二項及び第四十一条第四項におい
て準用する場合を含む）」を「第四十
一条の五第二項（同条第五項におい
て準用する場合を含む）」に、「第十
六條第一項又は「第二十九條第一項の
命令で定める」を「第四十三條の二
第一項の規定のあつた」に改める。
第四十六條の次に次の一条を加え
る。

第四十六條の二 農林大臣は、第三
条、第十五条、第三十条、第三十
三条、第三十七條若しくは「第四十
一条の二の規定による買取又は第四

十一条の五第二項（同条第五項に
おいて準用する場合を含む）」の規
定による買取に因つて取得した土
地、権利又は立木、工作物その他の
物件を当該取得の目的に供しな
いことを相当と認めるときは、当
該土地、権利又は立木、工作物そ
の他の物件を第十六条（第二十九
条第二項において準用する場合を
含む）、第四十一条第一項、第四
十一条の三第一項又は「第四十一
条の五第三項（同条第五項におい
て準用する場合を含む）」の規定に
よる買取に因つて取得した土地、
権利又は立木、工作物その他の物
件を当該取得の目的に供しな
いことを相当と認めるときは、農
林大臣は、同項の規定にかかわらず、
当該土地、権利又は立木、工作物そ
の他の物件を省令で定める者に時
価で売却することができ、当該
省令で定める者が従前の所有者又
はその一般承継人の承諾を得たと
きもまた同様とする。

十一條の五第二項（同条第五項に
おいて準用する場合を含む）」の規
定による買取に因つて取得した土
地、権利又は立木、工作物その他の
物件を当該取得の目的に供しな
いことを相当と認めるときは、当
該土地、権利又は立木、工作物そ
の他の物件を第十六条（第二十九
条第二項において準用する場合を
含む）、第四十一条第一項、第四
十一条の三第一項又は「第四十一
条の五第三項（同条第五項におい
て準用する場合を含む）」の規定に
よる買取に因つて取得した土地、
権利又は立木、工作物その他の物
件を当該取得の目的に供しな
いことを相当と認めるときは、農
林大臣は、同項の規定にかかわらず、
当該土地、権利又は立木、工作物そ
の他の物件を省令で定める者に時
価で売却することができ、当該
省令で定める者が従前の所有者又
はその一般承継人の承諾を得たと
きもまた同様とする。

前項の場合において、土地の買
収後十年を経過したとき、従前の
所有者及びその一般承継人がない
とき、又はこれらの者が同項の売
渡に應じないときは、農林大臣
は、同項の規定にかかわらず、当
該土地、権利又は立木、工作物そ
の他の物件を省令で定める者に時
価で売却することができ、当該
省令で定める者が従前の所有者又
はその一般承継人の承諾を得たと
きもまた同様とする。

前項の場合において、土地の買
収後十年を経過したとき、従前の
所有者及びその一般承継人がない
とき、又はこれらの者が同項の売
渡に應じないときは、農林大臣
は、同項の規定にかかわらず、当
該土地、権利又は立木、工作物そ
の他の物件を省令で定める者に時
価で売却することができ、当該
省令で定める者が従前の所有者又
はその一般承継人の承諾を得たと
きもまた同様とする。

前項の場合において、土地の買
収後十年を経過したとき、従前の
所有者及びその一般承継人がない
とき、又はこれらの者が同項の売
渡に應じないときは、農林大臣
は、同項の規定にかかわらず、当
該土地、権利又は立木、工作物そ
の他の物件を省令で定める者に時
価で売却することができ、当該
省令で定める者が従前の所有者又
はその一般承継人の承諾を得たと
きもまた同様とする。

前項の場合において、土地の買
収後十年を経過したとき、従前の
所有者及びその一般承継人がない
とき、又はこれらの者が同項の売
渡に應じないときは、農林大臣
は、同項の規定にかかわらず、当
該土地、権利又は立木、工作物そ
の他の物件を省令で定める者に時
価で売却することができ、当該
省令で定める者が従前の所有者又
はその一般承継人の承諾を得たと
きもまた同様とする。

の例による。

2 自作農創設特別措置法第四十一
条第一項に掲げる土地、権利又は
立木、工作物その他の物件でこの
法律施行前に同法同条第二項にお
いて準用する同法第十八条第一項
の売渡計画が定められたものにつ
いては、同法第四十一条第二項及
び第三項の改正規定は、適用しな
い。

3 自作農創設特別措置法第四十一
条第一項第二号又は第三号に掲げ
る土地で昭和二十五年十二月三十
一日までの期間内に同法第四十三
条の二第一項の規定の行われるも
のについては、この法律施行前に
同条同項の規定に相応する従前の
自作農創設特別措置法施行令の規
定により市町村農地委員会又は都
道府県農地委員会が決定があつた
ときは、当該土地の売却の対価
は、同法第四十一条の四第二号の
規定にかかわらず、当該市町村農
地委員会又は都道府県農地委員会
の決定のあつた当該時における類似
の土地の買取の対価に相当する額
とする。

4 改正前の自作農創設特別措置法
第四十一条第四項において準用す
る同法第二十八條第一項（同条第
五項において準用する場合を含む）
の規定による買取によつて取
得した土地は、改正後の同法第四
十一条の五第一項の規定による買
取によつて取得した土地とみな
す。

5 この法律施行前に、自作農創設
特別措置法第四十三條の二第一項
又は第二項の規定に相応する従前

の自作農創設特別措置法施行令の
規定による決定のあつたものは、
自作農創設特別措置法第四十三條
の二第一項又は第二項の決定のあ
つたものとみなす。

6 自作農創設特別措置法第四十六
条及び同法第四十六條の二の規定
は、改正前の自作農創設特別措置
法第二十八條（改正前の同法第二
十九條第二項及び第四十一条第四
項において準用する場合を含む）
の規定による買取に因つて取得し
た土地、権利又は立木、工作物そ
の他の物件について準用する。

（農地調整法の一部改正）
第三条 農地調整法の一部を次のよ
うに改正する。
「市町村農地委員会」を「市町村農
業委員会」に改める。
第二条第一項の次に次の一項を加
える。

本法は、於て自作地トハ耕作ノ業務
ヲ営ム者ガ所有權ニ基キ其ノ業務
ノ目的ニ供スル農地ヲ謂ヒ、小作
地トハ耕作ノ業務ヲ営ム者ガ賃借
權、使用貸借ニ依ル權利、永小作
權、地上權又ハ賃權ニ基キ其ノ業
務ノ目的ニ供スル農地ヲ謂フ
第二条第五項の次に次の一項を加
える。

本法は、於て自作地トハ耕作又
ハ養畜ノ業務ヲ営ム者ガ所有權ニ
基キ其ノ業務ノ目的ニ供スル採草
地ヲ謂ヒ、小作採草地トハ耕作又
ハ養畜ノ業務ヲ営ム者ガ賃借權、
使用貸借ニ依ル權利、永小作權、
地上權又ハ賃權ニ基キ其ノ業務ノ
目的ニ供スル採草地ヲ謂フ
第二条に次の三項を加える。

本法に於て自作放牧地トハ養畜ノ業務ヲ営ム者ガ所有權ニ基キ其ノ業務ノ目的ニ供スル放牧地ヲ謂ヒ、小作放牧地トハ養畜ノ業務ヲ営ム者ガ賃借權、使用貸借ニ依ル權利、永小作權、地上權又ハ質權ニ基キ其ノ業務ノ目的ニ供スル放牧地ヲ謂フ

第二項、第六項及前項ノ規定ノ適用ニ付テハ耕作若ハ養畜ノ業務ヲ営ム者ノ同居ノ親族若ハ其ノ配偶者又ハ耕作若ハ養畜ノ業務ヲ営ム者ノ親族若ハ其ノ配偶者ニシテ命令ヲ以テ定ムル特別ノ事由ニ因リ其ノ者ト同居セザルニ至リタル者ガ有スル第二項、第六項及前項ニ掲グル權利ハ之ヲ当該耕作又ハ養畜ノ業務ヲ営ム者ノ有スルモノト看做ス

本法に於て自作農トハ自作地、自作採草地又ハ自作放牧地ニ就キ耕作又ハ養畜ノ業務ヲ営ム個人ヲ謂ヒ、小作農トハ小作地、小作採草地又ハ小作放牧地ニ就キ耕作又ハ養畜ノ業務ヲ営ム個人ヲ謂フ

第三條中「又ハ買取」を削る。
第四條第一項中「農地タル採草地又ハ放牧地並ニ」を削り、同項中「以下本條ニ於テ同ジ」を「以下本條及第五條ノ二乃至第五條ノ十七ニ於テ同ジ」に改め、同條第二項本文に次の但書を加ふる。

但シ農地、採草地又ハ放牧地ヲ耕作、採草及家畜ノ放牧以外ノ用途ニ供スル為ニシテ同項ニ掲グル權利ノ設定又ハ移轉ニ係ル場合並ニ抵当權ノ設定ニ係ル場合ヲ除ク
第四條第二項第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号但

書中「認可ヲ受ケタル場合」を「認可ヲ受ケ該面積ニ達セザルモ当該權利ノ取得ヲ相當ト認メタル場合」に改め、同号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号中「耕作、採草又ハ家畜ノ放牧ノ目的トセザル權利ヲ除ク以下本項ニ於テ同ジ」を削り、同号を第二号とし、第一号及び第七号として次の二号を加ふる。

一 小作地、小作採草地又ハ小作放牧地ノ小作農以外ノ者ガ当該土地ノ所有權ヲ取得セントスル場合但シ当該土地ノ小作農ガ当該權利ノ取得ニ応ゼザル場合ニシテ市町村農林委員會ガ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ旨ヲ証シタル場合ヲ除ク
七 第五條ノ二各号ニ掲グル農地、採草地若ハ放牧地、又ハ第六條ノ十四第一項（第五條ノ十六第六項及第五條ノ十七第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依リ讓渡セラレタル農地、採草地若ハ放牧地並ニ自作農創設特別措置法第十六條（同法第二十九條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、同法第四十一條第一項又ハ同法第四十一條の五第三項（同條第五項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依リ讓渡シタル土地ニ付前項ニ掲グル權利ヲ設定シ又ハ移轉セントスル場合但シ政令ヲ以テ定ムル特別ノ事由アル場合ヲ除ク

第四條第三項中「取得セントスルトキ」の下に「（同一ノ事業ノ目的ニ供セラルル農地ノ面積ノ合計ガ五千坪ヲ超ユル場合ヲ含ム）を加へ、同條第六項を次のように改める。

第二項第三号但書ノ規定ノ適用ニ付テハ当該權利ヲ取得セントスル者ガ当該權利ヲ取得スルモ仍土地ニ就キ効率的ニ耕作シ、採草シ又ハ家畜ヲ放牧スル為ノ充分ナル自家勞力ヲ有スル場合ニハ其ノ者ノ営ム耕作又ハ養畜ノ業務ハ之ヲ適正ナルモノトス
第四條第六項の次に次の一項を加ふる。

第一項、第二項、第四項及第五項ノ規定ハ第五條ノ十四第一項（第五條ノ十六第六項及第五條ノ十七第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依リ讓渡セラレタル土地（第一項ノ土地ヲ除ク）又ハ自作農創設特別措置法第十六條（同法第二十九條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、同法第四十一條第一項若ハ同法第四十一條の五第三項（同條第五項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依リ政府ノ讓渡シタル土地（第一項ノ土地ヲ除ク）又ハ建物ニ付テ準用スル第五條第一号を削り、同條第二号中「又ハ都道府県」を削り、同号を第一号とし、第三号を第二号とし、第二号として次の一号を加ふる。

三 第五條ノ十四（第五條ノ十六及第五條ノ十七ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依リ所有權ヲ移轉スル場合
第五條の次に次の二十号を加ふる。

第五條ノ二 昭和二十五年二月十一日以後左ノ各号ノ一ニ該當スルニ至リタル農地、採草地又ハ放牧地ノ所有者ハ次条乃至第五條ノ十五ノ規定ニ從ヒ當該土地ヲ讓渡スルコトヲ要ス

一 農地ノ所有者ガ其ノ住所ノ在ル市町村ノ区域（自作農創設特別措置法第三條第一項第一号ノ規定ニ依リ當該市町村ノ区域ニ準ズルモノトシテ指定シタル地域アル場合ニ在リテハ當該地域ヲ含ム）及次条ニ於テ同ジ
外ニ於テ所有スル小作地
二 農地ノ所有者ガ其ノ住所ノ在ル市町村ノ区域内ニ於テ自作農創設特別措置法第三條第一項第二号ニ規定スル面積（同條第三項ノ規定ニ依リ當該面積ニ代ルベキ面積ノ定アル場合ニ在リテハ其ノ面積）ヲ超ユル小作採草地又ハ小作放牧地ヲ所有スル場合ニ於テ該面積ヲ超ユル面積ノ當該区域内ノ小作採草地又ハ小作放牧地ノ所有者ハ次条ノ規定ノ適用ニ付

テハ其ノ住所ノ在ル市町村ノ区域内ニ於テ農地、採草地又ハ放牧地ヲ所有スル者ガ左ニ掲グル事由ニ因リ當該区域内ニ住所ヲ有セザルニ至リタルトキハ之ヲ當該区域内ニ住所ヲ有スル者ト看做ス

一 疾病
二 就學
三 選挙ニ依ル公務就任其ノ他ノ事由ニシテ市町村農林委員會ガ一時同居セザルコトヲ已ムヲ得ザラシメタル事由ト認メ都道府県農林委員會ノ承認ヲ受ケタルモノ

前條ノ規定ノ適用ニ付テハ其ノ住所ノ在ル市町村ノ区域内ニ於テ自作地、自作採草地又ハ自作放牧地ヲ所有スル者ガ前項各号ニ掲グル事由以外ノ正当ノ事由ニ因リ當該区域内ニ住所ヲ有セザルニ至リタル場合ニ於テ其ノ者ト同居シ居リタル親族又ハ其ノ配偶者ガ引續キ當該土地ニ就キ耕作又ハ養畜ノ業務ヲ営ミ且市町村農林委員會其ノ者ガ當該区域内ニ住所ヲ有スルニ至ル見込アリト認ムルトキハ其ノ者ハ當該区域内ニ住所ヲ有スルモノト看做ス

前條ノ規定ノ適用ニ付テハ農地、採草地又ハ放牧地ノ所有者ノ同居ノ親族又ハ其ノ配偶者（第二項ニ掲グル事由ニ因リ同居セザルニ至リタル親族又ハ其ノ配偶者ヲ含ム）ガ當該所有者ノ住所ノ在ル市町村ノ区域内ニ於テ所有スル農地、採草地又ハ放牧地ハ之ヲ當該所有者ノ所有スルモノト看做ス前項ノ規定ニ依リ市町村ノ区域内ニ住所ヲ有スルモノト看做サレタル

第五條ノ三 前條ノ規定ノ適用ニ付

者ノ所有スル農地、採草地又ハ放牧地ニ付亦同ジ

第五條ノ八第三号乃至第五号ニ掲

グル農地、採草地又ハ放牧地(命

令ヲ以テ定ムルモノヲ除ク)ノ面

積ハ之ヲ前条ニ規定スル小作地、

小作採草地又ハ小作放牧地ノ面積

ニ算入セズ

前条ノ規定ノ適用ニ付テハ小作

地、小作採草地及小作放牧地以外

ノ農地、採草地又ハ放牧地ニシテ

其ノ所有者並ニ其ノ同居ノ親族及

其ノ配偶者以外ノ者ガ耕作又ハ養

畜ノ業務ノ目的ニ供スルモノハ之

ヲ小作地、小作採草地又ハ小作放

牧地ト看做ス

第五條ノ四 市町村農業委員会ハ命

令ノ定ムル所ニ依リ第五條ノ二ノ

所有者ノ氏名其ノ他必要ナル事項

ヲ公示シ且該所有者及ノ者ノ

所有スル農地、採草地又ハ放牧地

ニ就キ耕作又ハ養畜ノ業務ヲ営ム

總テノ小作地ニ對シ之ヲ通知スベ

シ

前項ノ規定ノ適用ニ付テハ小作農

タリシ者ガ前条第一項ニ掲グル事

由ニ因リ小作地、小作採草地又ハ

小作放牧地ニ就キ自ラ耕作又ハ養

畜ノ業務ヲ営ムコト能ハザル為貸

賃借又ハ使用賃借ニ因リ一時當該

土地ヲ他人ノ耕作又ハ養畜ノ目的

ニ供シタル場合ニ市町村農業委員

會ニ於テ當該小作農タリシ者ガ近

ク當該土地ニ就キ耕作又ハ養畜ノ

業務ヲ営ムモノト認メ且之ヲ相當

小認ムルトキハ其ノ者ヲ當該土地

ニ就キ耕作又ハ養畜ノ業務ヲ営ム

小作農ト看做ス自作農以外ノ者ニ

シテ前条第五項ノ規定ニ依リ小作

地、小作採草地又ハ小作放牧地ト

看做サル土地ニ就キ耕作又ハ養

畜ノ業務ヲ営ム者亦同ジ

第五條ノ五 前条ノ小作農ハ市町村

農業委員会ニ對シ自ラ耕作又ハ養

畜ノ業務ノ目的ニ供スル農地、採

草地又ハ放牧地ニシテ第五條ノ二

各号ノ一ニ該當スルモノニ付讓渡

計画ヲ作成スベキ旨ヲ申請スルコ

トヲ得但シ前条第一項ノ公示ノ日

ヨリ二月ヲ經過シタルトキハ此ノ

限ニ在ラズ

第五條ノ六 市町村農業委員会ハ前

条但書ノ期間満了後遲滞ナク同条

ノ申請ニ係ル第五條ノ二各号ニ掲

グル農地、採草地又ハ放牧地ニ付

命令ノ定ムル所ニ依リ前条ノ申請

ヲ為シタル小作農ニシテ農業ニ精

進スル見込アル命令ヲ以テ定ムル

者ニ對スル讓渡計画ヲ定ムルコト

ヲ要ス

前項ノ讓渡計画ニ於テハ讓渡スベ

キ土地、讓受クベキ者、對価並ニ

對価授受ノ方法ヲ定ムルコトヲ要

ス

第一項ノ讓渡計画ニ係ル農地ノ對

価ハ第六條ノ二ノ規定ニ從ヒ、採

草地及放牧地ノ對価ハ中央農地委

員會議ガ時価ヲ參酌シテ決定スル

基準ニ從ヒ之ヲ定ム

市町村農業委員会ハ第一項ノ讓渡

計画ヲ定メタルトキハ命令ノ定ム

ル所ニ依リ遲滞ナク其ノ旨ヲ公示

シ且第五條ノ四第一項ニ掲グル者

ニ對シ當該讓渡計画書ノ寫ヲ送付

スベシ但シ送付ヲ為スコト能ハザ

ルトキハ當該讓渡計画書ノ寫ヲ全

示シ送付ニ代フルコトヲ得

第五條ノ七 市町村農業委員会ハ第

五條ノ二各号ニ掲グル農地、採草

地又ハ放牧地ノ全部又ハ一部ニ付

第五條ノ五但書ノ期間内ニ同条ノ

申請ナキトキ又ハ申請ヲ為シタル

小作農ガ前条第一項ノ命令ヲ以テ

定ムル者ニ該當セザルモノト認ム

ルトキハ當該土地ニ付命令ノ定ム

ル所ニ依リ政府ニ對スル讓渡計画

ヲ定ムルコトヲ要ス

前条第二項乃至第四項ノ規定ハ前

項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第五條ノ八 前二條ノ讓渡計画ハ左

ノ各号ノ一ニ該當スル農地、採草

地又ハ放牧地ニ付テハ之ヲ定ムル

コトヲ得ズ

一 昭和二十五年二月十日現在ニ

於テ自作農創設特別措置法第五

條第四号ノ規定ニ依リ都道府県

知事ノ指定シタル区域内ニアル

土地

二 近ク土地使用ノ目的ノ變更ヲ

相當トスル農地、採草地又ハ放

牧地ニシテ市町村農業委員会ガ

都道府県農地委員会ノ承認ヲ得

テ指定シ、又ハ都道府県農地委

員會ノ指定シタルモノ

三 自作農ガ疾病其ノ他命令ヲ以

テ定ムル事由ニ因リ其ノ自作

地、自作採草地又ハ自作放牧地

ニ就キ自ラ耕作又ハ養畜ノ業務

ヲ営ムコト能ハザル為賃借又ハ

使用賃借ニ依リ一時當該土地

ヲ他人ノ耕作又ハ養畜ノ業務ノ

目的ニ供シ市町村農業委員会當

該自作農ガ近ク自作スルモノト

認メ且其ノ自作ヲ相當ト認メタ

ル場合ニ於ケル當該土地

四 採草地又ハ放牧地(小作採草

地及小作放牧地ヲ除ク)ニ就キ

第十四條ノ三又ハ第十四條ノ四

ノ規定ニ依リ使用權設定セラレ

タル場合ニ於ケル當該土地

五 新開墾地、焼畑、切替畑等収

穫權シテ不定ナル農地其ノ他命

令ヲ以テ定ムル農地ニシテ市町

村農業委員会ガ都道府県農地委

員會ノ承認ヲ得テ讓渡計画ヲ定

ムルコトヲ不相當ト認ムルモノ

第五條ノ九 第五條ノ四第一項ニ掲

グル者第五條ノ六又ハ第五條ノ七

ノ讓渡計画ニ付異議アルトキハ市

町村農業委員会ニ對シ異議ノ申立

ヲ為スコトヲ得但シ第五條ノ六第

四項(第五條ノ七第二項ニ於テ準

用スル場合ヲ含ム)ノ公示ノ日ヨ

リ三十日ヲ經過シタルトキハ此ノ

限ニ在ラズ

市町村農業委員会前項ノ異議ノ申

立ヲ受理シタルトキハ前項但書ノ

期間満了後二十日以内ニ決定スルコ

トヲ要ス

前項ノ決定ニ對シ不服アル者ハ都

道府県農地委員会ニ訴願スルコト

ヲ得但シ同項ノ期間満了後二十日

ヲ經過シタルトキハ此ノ限ニ在ラ

ズ

都道府県農地委員会前項ノ訴願ヲ

受理シタルトキハ同項但書ノ期間

満了後三十日以内ニ裁決スルコトヲ

要ス

第五條ノ十 第五條ノ六又ハ第五條

ノ七ノ規定ニ依リ讓渡計画ニ付前

条第一項但書ノ期間内ニ同項ノ規

定ニ依リ異議ノ申立ナキトキ、同

項ノ規定ニ依リ異議ノ申立アリタ

ル場合ニ於テ同条第二項ノ規定ニ

依リ決定アリ且同条第三項但書ノ

期間内ニ訴願ノ提起ナキトキ又ハ

同項ノ規定ニ依リ訴願ノ提起アリ

タル場合ニ於テ同条第四項ノ規定

ニ依リ裁決アリタルトキハ市町村

農業委員会ハ遲滞ナク都道府県農

地委員会ニ對シ當該讓渡計画ノ承

認ヲ申請スベシ

前項ノ申請アリタルトキハ都道府

県農地委員会ハ當該讓渡計画ガ法

令ニ違反スル場合ヲ除キ遲滞ナク

之ヲ承認スベシ

第五條ノ十一 前条第二項ノ承認ア

リタルトキハ都道府県知事ハ命令

ノ定ムル所ニ依リ遲滞ナク當該承

認ニ係ル讓渡計画ニ依リ當該計画

ニ係ル農地、採草地又ハ放牧地ノ

所有者ニ對シテハ讓渡令書ヲ、當

該土地ヲ讓受クベキ者ニ對シテハ

讓渡令書ノ副本ヲ交付スベシ但シ

令書又ハ其ノ副本ヲ交付スルコト

能ハザルトキハ命令ノ定ムル所ニ

依リ次項各号ニ掲グル事項ヲ公告

シ交付ニ代フルコトヲ得

令書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

一 讓渡スベキ農地、採草地又ハ

放牧地ノ所有者ノ氏名又ハ名称

及住所

二 讓渡スベキ農地、採草地又ハ

放牧地ヲ讓受クベキ者ノ氏名及

住所

三 讓渡スベキ農地、採草地又ハ

放牧地ノ所在、地番、地目(土

地台帳ノ地目現況ト異ナルトキ

ハ土地台帳ノ地目及現況ニ依リ

地目)及面積

四 對価並ニ對価授受ノ方法

五 讓渡ノ時期

六 其ノ他必要ナル事項

第五條ノ十二 第五條ノ二及前条ノ

規定ノ適用ニ付テハ農地、採草地

又ハ放牧地ノ面積ハ土地台帳ニ登録セラレタル当該農地、採草地又ハ放牧地ノ面積ニ依ル但シ市町村農業委員會當該農地、採草地又ハ放牧地ニ付土地台帳ニ登録セラレタル面積ヲ以テ其ノ面積トスルコトヲ著シテ不相ト認メ別段ノ面積ヲ定メタルトキハ其ノ面積ニ依ル

第五條ノ十三 第五條ノ二乃至第五條ノ十一ノ規定ニ依リシタル手續其ノ他ノ行為ハ第五條ノ二各号ニ掲グル農地、採草地又ハ放牧地ノ所有者其ノ他之ニ関シ權利ヲ有スル者ノ承継人ニ對シテモ其ノ効力ヲ有ス

第五條ノ十四 都道府県知事第五條ノ十一ニ依ル手續ヲ為シタル場合ニ於テ譲渡すべき者令書ニ記載シ又ハ同條第一項但書ノ規定ニ依リ公告シタル譲渡ノ時期迄ニ對シテ全部ヲ支払ヒ又ハ供託シタルトキハ該譲渡ノ時期ニ當該農地、採草地又ハ放牧地ノ所有權ハ譲渡すべき者ニ移転ス

譲渡すべき者令書ニ定ムル譲渡ノ時期迄ニ對シテ全部ノ支払又ハ供託ヲ為サザルトキハ令書ハ其ノ効力ヲ失フ

前項ノ場合ニ於テ譲渡すべき者有恕スベキ事由ナキニ拘ラズ對価ヲ支払ハザルモノト認ムルトキハ都道府県知事ハ其ノ者ニ係ル譲渡計画ヲ取消スコトヲ得

第五條ノ十五 市町村農業委員會第五條ノ四第一項ノ規定ニ依ル公示ヲ為サザルトキ又ハ第五條ノ五ノ申請アルモ第五條ノ六第一項ノ規定ニ依リ譲渡計画ヲ定メザルトキ

ハ第五條ノ二各号ニ掲グル農地、採草地又ハ放牧地ノ小作農ハ當該市町村農業委員會ニ對シ第五條ノ四第一項ノ公示ヲ為シ又ハ第五條ノ六第一項ノ譲渡計画ヲ定ムベキ旨ヲ請求スルコトヲ得

市町村農業委員會前項ノ請求ヲ受ケタル日より十日内ニ當該請求ニ係ル公示ヲ為サズ又ハ譲渡計画ヲ定メザル場合ニ於テ同項ノ請求ヲ為シタル者都道府県農業委員會ニ對シ當該市町村農業委員會ニ第五條ノ四第一項ノ公示ヲ為シ又ハ第五條ノ六第一項ノ譲渡計画ヲ定ムベキ旨ヲ指示スベキコトヲ請求シタルトキハ都道府県農業委員會ハ當該市町村農業委員會ニ對シ第五條ノ四第一項ノ公示ヲ為シ又ハ第五條ノ六第一項ノ譲渡計画ヲ定ムベキ旨ヲ指示スベシ

第五條ノ十六 第五條ノ十四ノ規定ニ依リ農地、採草地又ハ放牧地ノ所有權ハ譲渡ケタル者、第五條ノ二十一第一項ノ資金ノ貸付ヲ受ケ農地ヲ取得シタル者又ハ此等ノ者ノ相續人其ノ他省令ヲ以テ定ムル承継人ガ當該土地ヲ自ラ耕作又ハ養畜ノ業務ノ目的ニ供スルコトヲ止メタルトキハ此等ノ者ハ市町村農業委員會ノ定ムル譲渡計画ニ基キ當該土地ヲ農業ニ精進スル見込アル者其ノ他省令ヲ以テ定ムル者ニ譲渡スルコトヲ要ス但シ省令ヲ以テ定ムル特別ノ事由アル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ規定ハ自作農創設特別措置法第十六條（同法第二十九條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依リ充渡シタル土地（宅地ヲ除ク）、同法第四十條ノ二ノ規定ニ依リ買取シ同法第四十一條第一項第一号ノ規定ニ依リ充渡シタル牧野（同法第四十條ノ六第一項ノ規定ニ依リ農地ノ開發又ハ開發後ニ於ケル土地ノ利用ニ供スベキモノトシテ指定セラレタル牧野ヲ除ク）若ハ同法第四十一條第一項第三号ノ規定ニ依リ充渡シタル牧野ノ充渡ヲ受ケタル者、同法第十六條第二項（第二十九條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ省令ヲ以テ定ムル團體ヨリ土地ノ充渡ヲ受ケタル者又ハ此等ノ者ノ相續人其ノ他省令ヲ以テ定ムル承継人ガ當該土地ヲ自ラ耕作又ハ養畜ノ業務ノ目的ニ供スルコトヲ止メタルトキニ之ヲ準用ス

前二項ノ場合ニハ市町村農業委員會ハ省令ノ定ムル所ニ依リ前二項ニ規定スル土地ノ所有者ノ氏名其ノ他必要ナル事項ヲ公示スベシ

第一項ニ規定スル農業ニ精進スル見込アル者其ノ他省令ヲ以テ定ムル者ハ市町村農業委員會ニ對シ第一項又ハ第二項ニ規定スル土地ニ付讓渡計画ヲ作成スベキ旨ヲ申請スルコトヲ得但シ前項ノ公示ノ日より二月ヲ経過シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

市町村農業委員會前項但書ノ期間満了後遲滞ナク同項ノ申請ニ係ル第一項又ハ第二項ニ規定スル土地ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ前項ノ申請ヲ為シタル者ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノニ對スル譲渡計画ヲ定ムルコトヲ要ス

第五條ノ六第二項乃至第四項、第五條ノ七及第五條ノ九乃至前條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス但シ第五條ノ六第四項及第五條ノ九第一項中「第五條ノ四第一項ニ掲グル者」トアルハ「第五條ノ十六第一項又ハ第二項ニ規定スル土地ノ所有者及同條第四項ノ申請ヲ為シタル者」ト、第五條ノ七第一項、第五條ノ十三及前條第一項中「第五條ノ二各号ニ掲グル農地、採草地又ハ放牧地」トアルハ「第五條ノ十六第一項又ハ第二項ニ規定スル土地」ト、第五條ノ七第一項中「申請ヲ為シタル小作農」トアルハ「申請ヲ為シタル小作農」ト、前條第一項中「小作農」トアルハ「第五條ノ十六第四項ノ譲渡ノ申請ヲ為スコトヲ得ル者」トス

前六項ノ規定ハ前項ニ於テ準用スル第五條ノ十四ノ規定ニ依リ譲渡セラレタル土地ニ付之ヲ準用ス

第二項ノ場合ニ於テ當該土地ノ充渡ヲ受ケタル後十年ニ滿タザル期間内ニ同項ニ於テ準用スル第一項ノ規定ニ依リ當該土地ヲ譲渡スル場合ニ在リテハ第五項ノ譲渡計画ニハ附録ニ定ムル算式ニ依リ算出セラルル政府ニ支払フベキ額ヲ併セ定メ第六項ニ於テ準用スル第五條ノ十一第一項ノ譲渡令書ニハ當該額ヲ併セ記載スルヲ要ス

前項ノ令書ニ記載セラレタル譲渡人ハ當該令書ニ記載セラレタル政府ニ支払フベキ額ヲ政府ノ定ムル所ニ依リ政府ニ支払フコトヲ要ス

第五條ノ十七 政府ハ第五條ノ十四（前條第六項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依リ譲渡ケタル農地、採草地又ハ放牧地ニ付農業ニ精進スル見込アル者其ノ他命令ヲ以テ定ムル者ノ買受ノ申請アルトキハ市町村農業委員會ノ定ムル譲渡計画ニ基キ之ヲ當該申請者ニ譲渡スルコトヲ得

第五條ノ六第二項乃至第四項及第五條ノ九乃至前條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第五條ノ十八 第五條ノ四第一項若ハ第五條ノ十六第三項ノ規定ニ依ル公示アリタルトキハ當該公示ニ係ル土地ニ關シ權利ヲ有スル者ニ譲渡計画ニ依リ譲渡ニ支障ヲ及ボス虞ナキ場合ヲ除クノ外都道府県知事ノ許可ヲ受ケルニ非ザレバ當該土地ニ付權利ヲ設定シ又ハ當該土地ノ形質ヲ變更スルコトヲ得ズ

第五條ノ十九 第五條ノ十四（第五條ノ十六及第五條ノ十七ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依ル所有權ノ移転ニ關スル登記ニ付テハ政令ヲ以テ不動産登記法ノ特別ヲ定ムルコトヲ得

第五條ノ二十 都道府県知事ハ第五條ノ十四（第五條ノ十六及第五條ノ十七ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依ル所有權ノ移転ニ關シ必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ土地所有者又ハ質權者若ハ地上權者ニ代リ土地台帳法ニ依リ申告ヲ為スコトヲ得

第五條ノ二十一 政府ハ左ノ資金ニ付貸付又ハ其ノ斡旋ヲ為スコトヲ得

一 耕作ノ業務ヲ営ム者ガ農地ノ所有權ヲ取得スルニ必要ナル資金

二 耕作ノ業務ヲ営ム者ガ農地ヲ相續スルニ必要ナル資金

三 耕作ノ業務ヲ営ム者ガ農地ノ

所有權ヲ維持スルニ必要ナル資
金

前項ノ貸付又ハ其ノ輪廻ニ関スル
事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第六條第一項中「農地ノ所有者、
賃借人、永小作人其ノ他権原ニ基キ
農地ヲ耕作スルコトヲ得ル者其ノ農
地ヲ耕作以外ノ目的ニ供セントスル
トキ」を「農地ヲ耕作以外ノ目的ニ
供セントスル者」に改め、同条に次
の一項を加ふる。

第一項（前項ニ於テ準用スル場合
ヲ含ム）ノ許可ヲ受ケズシテ農地
ヲ耕作以外ノ用ニ供セントスル者
アルトキハ農林大臣又ハ都道府県
知事ハ其ノ者ニ對シ該農地ヲ耕
作以外ノ用ニ供スルコトヲ禁止シ
又ハ停止スルヲ必要ナル措置ヲ命
ズルコトヲ得

第六條ノ二を次のように改める。

第六條ノ二 農地ノ價格ハ農地ヲ取
得スル自作農ノ經營ヲ安定セシム
ルコトヲ旨トシ主務大臣ガ中央農
地委員會ニ諮問シテ定ムル基準
ニ從ヒ市町村農業委員會ガ命令ノ
定ムル所ニ依リ都道府県知事ノ認
可ヲ受ケテ決定シタル額ヲ超エテ
之ヲ契約シ、支払ヒ又ハ受領スル
コトヲ得ズ但シ命令ノ定ムル所ニ
依リ譲渡人又ハ譲受人ニ對シ都道
府県知事ノ許可ヲ受ケタル場合ハ
此ノ限ニ在ラズ

主務大臣前項ノ基準ヲ定メタルト
キハ之ヲ告示ス
都道府県知事第一項ノ認可ヲ為サ
ントスルトキハ都道府県農地委員
會ノ意見ヲ聴クコトヲ要ス
市町村農業委員會第一項ノ決定ヲ
為シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ

依リ之ヲ公示スベシ
市町村農業委員會ハ都道府県知事
ノ認可ヲ受ケ第一項ノ額ヲ變更ス
ルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第三
項及前項ノ規定ヲ準用ス

主務大臣ハ中央農地委員會ニ諮
問シ第一項ノ基準ヲ變更スルコト
ヲ得此ノ場合ニ於テハ第二項ノ規
定ヲ準用ス
前項ニ於テ準用スル第二項ノ規定
ニ依リ告示アリタルトキハ第一項
ノ額ハ命令ノ定ムル所ニ依リ當該
告示ニ係ル基準ノ從前ノ基準ニ對
スル比率ニ應ジテ變更セラレタル
モノト看做ス

第五項又ハ前項ノ規定ニ依リ變更
セラレタル額ハ第一項ノ額ト看做
ス
第一項ノ農地ノ價格ハ當該農地ニ
付存スル永小作權、地上權其ノ他
命令ヲ以テ定ムル權利ニ價格アル
場合ニ於テハ此等ノ價格ヲ含ムモ
ノトス

第一項乃至第八項ノ規定ハ前項ニ
掲グル權利ノ價格ニ付テ準用ス
第一項（前項ニ於テ準用スル場合
ヲ含ム）ノ規定ハ第二項（第六項
及前項ニ於テ準用スル場合ヲ含
ム）ノ規定ニ依リ告示又ハ第四項
（第五項及前項ニ於テ準用スル場
合ヲ含ム）ノ規定ニ依リ公示アリ
タル農地ニ關シ存スル譲渡
契約ニシテ當該農地ニ關シ既ニ讓
受人ノ當該契約ニ係ル權利ニ關ス
ル登記アリタルモノ又ハ當該農地
ノ引渡（民法第百八十三條及第百
八十四條ニ規定スル引渡ヲ除ク）
ヲ完了シタルモノニ付テハ之ヲ適
用セズ

第六條ノ三及び第六條ノ四を削
る。

第九條ノ二第二項中「又ハ減免条
件（金銀ニ換算セラレタルモノガ第
九條ノ三第一項各号ニ掲グル小作料
ノ額又ハ減免条件ニ比シ農地ノ賃借
人又ハ永小作權者ニ不利ナル場合ニ
在リテハ同条各号ニ掲グル小作料ノ
額及減免条件）を削る。

第九條ノ三を次のように改める。
第九條ノ三 小作料ハ小作農ノ經營
ヲ安定セシムルコトヲ旨トシ主務
大臣ガ中央農地委員會ニ諮問シ
テ定ムル基準ニ從ヒ市町村農業委
員會ガ命令ノ定ムル所ニ依リ都道
府県知事ノ認可ヲ受ケテ決定シタ
ル額ヲ超エテ之ヲ契約シ、支払ヒ
又ハ受領スルコトヲ得ズ但シ特別
ノ事由アル場合ニ於テ農地ノ所有
者又ハ賃借人ガ命令ノ定ムル所ニ
依リ都道府県知事ノ許可ヲ受ケタ
ルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第六條ノ二第二項乃至第八項ノ規
定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス
第九條ノ四から第九條ノ七までを
次のように改める。
第九條ノ四乃至第九條ノ六 削除
第九條ノ七 修繕費及排水費ノ負
担並ニ農地ノ賃借者若ハ永小作又
ハ此等ニ附随スル契約ノ条件（小
作料ノ額ヲ除ク）ニシテ命令ヲ以
テ定ムルモノハ之ヲ當該農地ニ付
從前ニ比シ賃借人又ハ永小作權者
ニ不利ナル如ク設定シ又ハ變更
スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事由アル
場合ニ於テ當該農地ノ所有者若
ハ賃借人又ハ賃借人若ハ永小作權
者ガ命令ノ定ムル所ニ依リ都道府
県知事ノ許可ヲ受ケタルトキハ此

ノ限ニ在ラズ
第九條ノ九中、第六條ノ四第二項
又ハ（同条第十項ニ於テ準用ス
ル場合ヲ含ム）に、（若ハ第九條ノ
三（第九條ノ七ニ於テ準用スル場合
ヲ含ム）を「第九條ノ三第一項又
ハ第九條ノ七」に改める。

第十四條ノ六中「承認ヲ申請シタ
ル場合」を「承認又ハ同条第三項ノ裁
定ヲ申請シタル場合」に、同項ノ承
認」を「第十四條ノ三第一項ノ承認
又ハ第十四條ノ四ノ裁定に改める。
第十四條ノ八第三項及び第四項を
削る。

第十四條ノ八の次に次の一條を加
える。
第十四條ノ九 耕作者又ハ省令ヲ以
テ定ムル団体其ノ耕作ノ業務ノ目
的ニ供スル農地ノ利用上必要ナル
農業用施設、水ノ使用ニ關スル權
利又ハ立木ニ付賃借權ヲ取得スル
ノ必要アルトキハ命令ノ定ムル所
ニ依リ市町村農業委員會ノ承認ヲ
受ケ當該農業用施設、水ノ使用ニ
關スル權利又ハ立木ノ所有者其ノ
他之ニ關シ權利ヲ有スル者ニ對シ
賃借權ノ設定ニ關スル協議ヲ求ム
ルコトヲ得

第十四條ノ三第三項、第十四條ノ
四第一項乃至第五項第七項第八
項、第十四條ノ六乃至前條ノ規定
ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス但シ第
十四條ノ三第三項、第十四條ノ四
第一項第二項第五項及第十四條ノ
七中「土地又ハ立木」トアルハ「農
業用施設、水ノ使用ニ關スル權利
又ハ立木」ト、第十四條ノ三第三
項、第十四條ノ四第五項第一号及
第十四條ノ七中「使用權」トアル

ハ「賃借權」ト、第十四條ノ七中
當該土地若ハ立木ニ付權利ヲ設定
シ、當該土地ノ形質ヲ變更シ又ハ
立木」トアルハ「當該農業用施設、
水ノ使用ニ關スル權利又ハ立木ニ
付權利ヲ設定シ若ハ移轉シ又ハ當
該農業用施設若ハ立木」トス

第十五條ノ二第一項中「會長及」
を削り、同条第二項中「會長ハ」を
「市町村農業委員會ニ會長ヲ置キ」
に、「第十三項」を「第十一項」に改
め、同条第三項から第五項までを次
のようニ改める。

委員ハ左ノ各号ノ区分ニ屬シ被選
挙權ヲ有スル者ニ就キ當該区分ニ
屬シ選挙權ヲ有スル者ノ選挙シタ
ル者ヲ以テ之ニ充ツ
一 耕作ノ業務ヲ営ム者（其ノ所
有スル小作地ノ面積ガ二反歩ヲ
超ユル者ヲ除ク）ニシテ左ニ掲
グルモノ
（イ）其ノ耕作ノ業務ヲ営ム小作
地ノ面積ガ自作地ノ面積ヲ超
ユル者
（ロ）二反歩ヲ超ユル面積ノ小作
地ニ就キ耕作ノ業務ヲ営ミ其
ノ耕作ノ業務ヲ営ム農地ノ面
積ガ北海道ニ在リテハ四町
歩、都府県ニ在リテハ農林大
臣ガ都府県別ニ定ムル面積ヲ
超ユル者
二 耕作ノ業務ヲ営ム者ニシテ前
号ニ該當セザルモノ
前項第一号（ロ）ニ規定スル都府県別
ノ面積ハ其ノ平均面積ガ概ネ一町
歩トナル如ク之ヲ定ムルコトヲ要
ス

都道府県知事必要アリト認ムルト
キハ農林大臣ノ承認ヲ受ケ當該都

道府県ノ区域ヲ二以上ノ区域ニ分
チ各区域別ニ第三項第一号ノ都
道府県別ノ面積ニ代ルベキ面積ヲ
定ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テ各
区域別ノ面積ハ其ノ平均面積ガ概
ネ同号ノ当該都道府県別ノ面積
トナル如ク之ヲ定ムルコトヲ要ス
第十五条ノ二第九項中「及第四項」
を削り、同条第十項本文を次のよう
に改める。
選挙権又ハ被選挙権ヲ有スル者ノ
第三項各号ノ区分ハ市町村農業委
員会委員選挙人名簿ノ記載区分ニ
依リ定マルモノトス
第十五条ノ二第十一項及び第十二
項を次のように改める。
前項ノ規定ノ適用ニ付テハ選挙人
名簿確定ノ期日ニ於テ年齢二十年
ニ達セザル為選挙人名簿ニ記載セ
ラレザル者ニシテ選挙ノ期日迄ニ
年齢二十年ニ達シタル者ハ之ヲ選
挙人名簿ニ記載セラレザル者ニシ
テ選挙人名簿ニ記載セラレベキモ
ノト看做ス
第三項ノ規定ニ依リ選挙セラルベ
キ委員ノ定数ハ同項第一号ノ区分
ニ属スル者ニ在リテハ五人、同項
第二号ノ区分ニ属スル者ニ在リテ
ハ十人トス
第十五条ノ二第十四項中「総委員」
を「同項各号ノ区分ニ属スル委員ノ
定数ノ夫々三分ノ二」に改め、同条
第六項及び第七項を削る。
第十五条ノ三を次のように改め
る。
第十五条ノ三 左ニ掲グル者ハ市町

村農業委員会ノ委員ノ選挙権及被
選挙権ヲ有ス
一 市町村ノ区域内ニ住所ヲ有シ
命令ヲ以テ定ムル面積ノ農地ニ
就キ耕作ノ業務ヲ営ム者ニシテ
年齢二十年以上ノモノ
二 前号ニ掲グル者ノ同居ノ親族
又ハ其ノ配偶者ニシテ年齢二十
年以上ノモノ但シ其ノ耕作ニ従
事スル日数ガ省令ヲ以テ定ムル
一定日数ニ達セザルモノト市町
村農業委員会ノ認メタル者ヲ除
ク
前条第七項ノ規定ハ前項ノ農地ノ
面積ニ付テハ準用ス
選挙管理委員会ノ委員及職員、投
票管理者、開票管理者及選挙長並
ニ選挙事務ニ関係アル官吏及吏員

ハ在職中其ノ関係区域内ニ於テ市
町村農業委員会ノ委員ノ候補者ト
為ルコトヲ得ズ
裁判官、検察官、会計検査官、収
税官吏、警察官、公安委員会ノ委
員並ニ警察官吏ハ在職中市町村農
業委員会ノ委員ノ候補者ト為ルコ
トヲ得ズ
第十五条ノ五第四項中「其ノ者ノ
所有シ若ハ耕作ノ業務ヲ営ム農地又
ハ其ノ者ノ所有シ若ハ耕作ノ業務
ヲ営ム小作地」(第十五条ノ三第二項
ニ於テ準用スル第十五条ノ三第二項
ノ規定ニ依リ其ノ者ノ所有スル農地
ト看做サレタル農地ヲ含ム)を「其
ノ者ノ自作地、耕作ノ業務ヲ営ム小
作地及所有スル小作地」に、第五項
中第六項、第七項及第九項」を「第

七項」に改める。
第十五条ノ六を次のように改め
る。
第十五条ノ六 削除
第十五条ノ八本文中「第二十一
条」を削り、「第二十九條」の下に
「第三十條」を、「第三十七條」の下
に「(衆議院議員選挙法第二十三條ノ
規定ニ準用ニ関スル部分ヲ除ク)、第
三十八條」を加え、「第六十一條、第
六十二條第一項第二項、第六十三
條」を削り、「及第二百二十八條」を
「第二百二十八條及第二百五十六條乃
至第二百五十八條」に改め、同条但
書を次のように改める。
但シ次表上欄ニ掲グル同法ノ規定
中欄ニ掲グル字句ハ夫々同表下欄
ノ如ク読替フルモノトス

第三十号	十人	五人
第四十一條第一項 第三号	候補者でない者	当該区分の候補者でない者又は候補者で其の属する区分と異なる区分に届出をしたもの
第五十五條第三項 第五十八條第三項 第五十九條第三項 第六十一條第三項 第六十二條第一項 第六十二條第四項 第六十二條第三項 第六十二條第二項	議員の定数	農地調整法第十五条ノ二第三項各号の区分に属する委員の定数
第六十二條第三項 但書	その定数	
第五十五條第一項	有効投票の最多数を得た者を以て当選人とする	候補者で農地調整法第十五条ノ二第三項各号の区分ごとに有効投票の最多数を得た者を以て当該区分の当選人とする
第五十六條第三項	事由が、等六十條第一項の期限前に生じた場合において前条第一項但書の規定の適用を受けた得票者があるとき、又はその期限経過後に生じた場合において前条第二項若しくは第六十五條第十一項の規定の適用を受けた得票者があるとき	事由が生じた場合において前条第一項但書の規定の適用を受けた得票者があるとき

第五十八條第一項	投票は、これを行わない	当該区分についての投票は、これを行わない
第六十條第三項	第九十二條若しくは第百四十一條	農地調整法第十五条ノ二十一
第六十二條第一項 本文	第六十三條第一項にいう議員の欠員の定数(選挙区に於ける議員の定数の六分の一を超えたるに至つたとき)	当該委員会の農地調整法第十五条ノ二第三項各号の区分に属する委員の欠員の定数と通じて当該区分の委員の定数の五分の一を超えたるに至つたとき
第六十二條第三項 但書	三分の二	夫々二分の一
第六十二條第四項	第六十三條第一項にいう普通地方公共団体の議会の議員の欠員の定数と通じて当該選挙区における議員の定数の六分の一を超えたるに至つたとき	当該委員会の農地調整法第十五条ノ二第三項各号の区分に属する委員の欠員の定数と通じて当該区分の委員の定数の五分の一を超えたるに至つたとき
第六十三條第一項 本文	その欠員の数が前条第一項にいう当選人の不足数と通じて当該選挙区における議員の定数の六分の一を超えたるに至つたとき	当該委員会の農地調整法第十五条ノ二第三項各号の区分に属する委員の欠員の数が当該区分の不足数と通じて当該区分の委員の定数の五分の一を超えたるに至つたとき

第六十三條第二項

第六十條第一項の期限前に普通地方公共団体の議会の議員に欠員を生じた場合
当選人とならなかつた者があるとき又はその期限経過後にこれらの事由を生じた場合において第六十五條第二項若しくは第六十五條第十一項の規定の適用を受けた得票者で当選人とならなかつた者があるときは

市町村農業委員会の委員に欠員を生じた場合
当選人とならなかつた者があるときは

第十五条ノ十一第一項中「第十三項」を「第十一項」に改め、同条に次の一項を加える。
第十五条ノ三第三項ノ規定ハ都道府県農地委員会ノ委員ノ選挙ニ付之ヲ準用ス
第十五条ノ十二第二項を次のように改める。

前項ノ選挙区及当該選挙区ニ於テ選挙スベキ第十五条ノ十七ニ於テ準用スル第十五条ノ二第三項各号ノ委員ノ数ハ都道府県ノ選挙管理委員会都道府県知事ノ同意ヲ得テ定メ之ヲ告示ス
第十五条ノ十四第一項中「第十五条ノ十七ニ於テ準用スル」を「市町村

村農業委員会委員ノ属スル」に「選挙区」を「投票区」に改め、同条第三項中「第一項第三項前段」を削る。
第十五条ノ十七中「第十三項第十四項」を「第十一項及第十二項」に改め、「及第十五条ノ六」を削る。
第十五条ノ十八本文中「第二十一條」を削り、「第二十四條第一項第

二項第四項」の下に「第二十六條第一項第三項前段」を「第二十九條」の下に「第三十條」を、「第三十七條」の下に「(衆議院議員選挙法第二十三條ノ規定ノ準用ニ関スル部分ヲ除ク)を加え、「第六十一條、第六十二條第一項第二項、第六十三條」を削り、「及第四百二十八條」を「第四百

十八條及第二百五十六條乃至第二百五十八條」に改め、同条但書を次のように改める。
但シ次表上欄ニ掲グル同法ノ規定中同表上欄ニ掲グル字句ハ夫々同表下欄ノ如ク読解フルモノトス

第二十六條第一項	衆議院議員選挙人名簿及び補充選挙人名簿	都道府県農地委員会委員選挙人名簿
第二十六條第二項	補充選挙人名簿	
第二十七條	市町村の選挙管理委員会	都道府県の選挙管理委員会
第二十九條第一項	市町村の選挙管理委員会	都道府県の選挙管理委員会
第二十九條第二項	市町村の選挙管理委員会	都道府県の選挙管理委員会
第三十條	選挙人名簿	市町村農業委員会委員選挙人名簿
第三十條	十人	五人
第三十條	選挙権	市町村農業委員会委員の選挙権
第三十四條	投票区のある市町村の区域外(選挙に關係のある職務に従事する者にあつてはその属する投票区の区域外)	投票区の区域外
第四十一條第一項	候補者でない者	当該区分の候補者でない者又は候補者でその属する区分と異なる区分に属出をしたもの
第五十三條第二項	選挙人名簿	市町村農業委員会委員選挙人名簿

第五十三條第三項	議員の定数	農地調整法第十五条ノ十七において準用する同法第十五条ノ二第三項各号の区分に属する委員の定数
第五十五條第一項	その定数	
第五十六條第三項	有効投票の最多数を得た者を以て当選人とする	候補者で農地調整法第十五条ノ十七において準用する同法第十五条ノ二第三項各号の区分に属する委員の定数の最多数を得た者を以て当選人とする
第五十八條第一項	事由が、第六十條第一項の期限前に生じた場合において前条第一項但書の規定の適用を受けた得票者があるとき、又はその期限経過後に生じた場合において前条第二項若しくは第六十五條第十一項の規定の適用を受けた得票者があるとき	事由が生じた場合において前条第一項但書の規定の適用を受けた得票者があるとき
第五十八條第二項	投票は、これを行わない。	当該区分についての投票は、これを行わない。
第五十八條第三項	市町村の選挙管理委員会を経、市町村の選挙にあつては自ら、直ちに	直ちに
第六十條第三項	第九十二條若しくは第四百四十一條	農地調整法第十五条ノ二十一

第六十四條第一項	議員又は当選人がすべてでないとき	農地調整法第十五条ノ二第三項各号の区分を通じて委員又は当選人がすべてでないとき
第七十二條第一項	第十章及び第十一章並びに第四十條第二項	第十章及び第四百四十條第二項

第六十二條第二項 本文	第六十三條第一項にいう議員の欠員の数と通じて当該選挙区における議員の定数（選挙区がないときは議員の定数）の六分の一を超えるに至つたとき	当該委員会の農地調整法第十五条ノ十七において準用する同法第十五条ノ二第三項各号の区分に属する委員の欠員の数と通じて当該選挙区における当該区分の委員の定数の五分之一を超えるに至つたとき
第六十二條第三項 但書	三分の一	夫々二分の一
第六十二條第四項	第六十三條第一項にいう普通地方公共団体の議員の欠員の数と通じて当該選挙区における議員の定数（選挙区がないときは議員の定数）の六分の一を超えなくともその区域において普通地方公共団体の他の選挙が行われるとき	当該委員会の農地調整法第十五条ノ十七において準用する同法第十五条ノ二第三項各号の区分に属する委員の欠員の数と通じて当該選挙区における当該区分の委員の定数の五分之一を超えなくともその区域において当該区分以外の区分の委員の選挙が行われるとき
第六十三條第一項 本文	その欠員の数が前条第一項にいう当選人の不足数と通じて当該選挙区における議員の定数（選挙区がないときは議員の定数）の六分の一を超えに至つたとき	当該委員会の農地調整法第十五条ノ十七において準用する同法第十五条ノ二第三項各号の区分に属する委員の欠員の数が当選人の不足数と通じて当該選挙区における当該区分の委員の定数の五分之一を超えるに至つたとき
第六十條第一項の期限前に普通地方公共団体の議会の議員に欠員を生じた場合	都道府県農地調整法第十五条ノ二第三項各号の区分に属する委員の欠員の数が当選人の不足数と通じて当該選挙区における当該区分の委員の定数の五分之一を超えるに至つたとき	都道府県農地調整法第十五条ノ二第三項各号の区分に属する委員の欠員の数が当選人の不足数と通じて当該選挙区における当該区分の委員の定数の五分之一を超えるに至つたとき
第六十三條第二項	当選人とならなかつた者があるとき、又はその期限経過後にこれらの事由を生じた場合において第五十五条第二項若しくは第六十五条第十五項の規定の適用を受けた得票者で当選人とならなかつた者があるときは	当選人とならなかつた者があるとき、又はその期限経過後にこれらの事由を生じた場合において第五十五条第二項若しくは第六十五条第十五項の規定の適用を受けた得票者で当選人とならなかつた者があるときは
第六十四條第一項	議員又は当選人がすべてないとき	議員又は当選人がすべてないとき
第六十六條第二項	都道府県の選挙管理委員会	全国選挙管理委員会
第六十六條第四項	第一項の規定による都道府県の選挙管理委員会の決定又は第三項の規定による裁決	第二項の規定による裁決
第七十二條第一項	第十章及び第十一章並びに第四百四十条第二項	第十章及び第四百四十条第二項
第四十四條ニ於テ 準用スル衆議院議員選挙法第五十三條	市町村ノ選挙管理委員会	都道府県ノ選挙管理委員会
第四十四條ニ於テ 準用スル衆議院議員選挙法第五十四條第二項		

第十五条ノ十九第一項及び第二項中「省令」を「政令」に、第三項中「都道府県知事及都道府県農地委員」を「都道府県農地委員会」を「都道府県ニ在リテハ都道府県知事及都道府県農地委員会ニ、市町村ニ在リテハ都道府県知事、市町村長及市町村農業委員会」に、第四項及び第五項中「第一項及第二項」を「第一項又ハ第二項」に改め、第五項に次の但書を加へる。

但シ第十五条ノ八及前条ニ於テ準用スル地方自治法第五十八条第五項ノ規定ニ依リ当選人ト為リタル者ニ係ル第一項又ハ第二項ノ規定ニ依ル委員ノ解任ノ請求ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第十五条ノ十九第六項を次のように改める。

第一項及第二項ノ二分ノ一ノ数ハ第十五条ノ五第一項ノ規定ニ依リ調製セラレタル選挙人名簿確定ノ日ニ於テ之ニ登載セラレタル者ノ二分ノ一トシ都道府県ノ選挙管理委員会又ハ市町村ノ選挙管理委員会ニ於テ選挙人名簿確定後直ニ之ヲ告示スベシ

第十五条ノ十九に次の一項を加へ

第一項乃至第四項ノ規定ニ依リ解任ノ効力ニ関シテハ地方自治法第六十六条第一項乃至第四項第七項第八項、第二百二十八条及第二百五十六条乃至第二百五十八条ノ規

定を準用ス但シ同法第六十六條第一項中「選挙に關しては選挙の日、當選に關しては第五十九條第二項又は第四項の告示」トアルハ「農地調整法第十五條ノ十九第三項の規定による告示」トシ、都道府県農地委員會ノ委員ノ解任ノ場合ニハ同法第六十六條第二項及第八項中「市町村の選挙管理委員會トアルハ「都道府県の選挙管理委員會トアルハ「全國選挙管理委員會」ト、同条第四項中「第一項の規定による都道府県中の選挙管理委員會の決定又は第二項の規定による裁決」トアルハ「第二項規定による裁決」トス

第十五条ノ第二項に於て、但シ第十五条ノ十九ノ規定ニ依ル委員ノ解任及第十五条ノ三十ノ規定ニ依ル委員会ノ解散ノ場合ヲ除キ後任者就任スル迄ハ任期満了後モ仍其ノ職務ヲ行フ

第十五条ノ第二十二第二項中「第三項」を「第十一項」に、第三項中「第十四項」を「第十二項」に、「但シ総委員トアルハ総員ノ過半数」トス」を「但シ、同項各号ノ区分ニ屬サル委員ノ定数ノ夫々三分ノ二」トアルハ「総委員ノ過半数」トスに改め、同条第四項に次の但書を加ふる。

但シ同条第四項中「議員の定数に

異動を生じたためあらたに選定された議員」トアルハ「農地調整法第十五条ノ第二十一項（同法第十五条の十七において準用する場合を含む。）の規定により選任された委員及び同法第十七条ノ第二十一項の規定により都道府県知事の設けた特例により委員の定数に異動を生じたためあらたに選挙された委員」トス

第十五条ノ第二十二第一項の次に次の一項を加える。

委員ハ非常勤トス

第十五条ノ二十三第一項及び第三項中「市町村農業委員会」の下に「又ハ都道府県農地委員会」を加える。

第十五条ノ二十六に次の但書を加

える。

但シ同法第二百二十七条第三項中「第百十七條」トアルハ「農地調整法第十五条ノ二十四」トス
第十五条ノ二十七第一項中「第十四条ノ四又ハ」を「第五条ノ九第二項ニ規定スル決定又ハ第十四条ノ四若ハ」に「二月」を「六月」に改める。
第十五条ノ二十八第一項中「一月」を「三月」に改める。
第十七条ノ二第一項を次のように改め、同条第三項中「地区農地委員会」を「地区農業委員会」に改める。
都道府県知事必要アリト認ムルトキハ市町村農業委員会ノ委員ノ定数ニ関シ政令ノ定ムル所ニ依リ特例ヲ設クルコトヲ得
第十七条ノ二第四項中「地区農地委員会」ヲ「地区農業委員会」に改め、同項に次の後段を加える。
此ノ場合ニ於テ「市町村ノ区域」トアルハ「地区農業委員会ノ設置セラレタル地区」ト「隣接市町村ノ区域」トアルハ「隣接市町村ノ区域又ハ他ノ地区農業委員会ノ設置セラレタル地区ニシテ当該地区ニ隣接スル地区」トス
第十七条ノ三「又ハ都道府県知事」「又ハ其ノ知事」「又ハ市町村長」「又ハ特別区ノ区長」「又ハ市長」「又ハ行政区ノ区長」及び「又ハ組合管理者」を削る。
第十七条ノ四中「第六条ノ二第二項」の下に「及第十項」を加へ、第六條ノ四第二項を削り、若ハ第九條ノ三（第九條ノ七ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）を「第九條ノ三第一項、第九條ノ七」に改める。

第十七条ノ五各号を一号ずつ繰下げ、第一号として次の一号を加へる。
一 第五条ノ十八ノ規定ニ違反シタル者
第十七条ノ六中「若ハ第四号前段」を「第四号若ハ第五号前段」に改める。
附録として次のように加える。

附録

$$P = \frac{P_1 + \frac{1}{10}(P_2 - P_1)}{1}$$

Pハ農地調整法第五条ノ十六第六項ニ於テ準用スル第五条ノ十一第二項ノ規定ニ依リ令書ニ記載セラレタル対価
P'ハ自作農創設特別措置法第十六条（同法第二十九條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）又ハ同法第四十一條ノ規定ニ依リ充渡ノ対価ハ自作農創設特別措置法第十六条（同法第二十九條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）又ハ同法第四十一條ノ規定ニ依リ充渡後譲渡迄ノ経過年数（一年に滿タザル端數ハ一年トス）
第四条 改正前の自作農創設特別措置法第二十八條第三項（同条第五項、同法第二十九條第二項及び同法第四十一條第四項において準用する場合を含む。）の規定により充り渡した土地は、農地調整法第四条の規定の適用については、同法第五条ノ二各号に掲げる土地とみなす。
2 この法律施行の際現に農地につき存する改正前の農地調整法第六條ノ二第一項の額（この法律施行の際同項の額の定めない農地及び

この法律施行後新たに農地となるものにあつては、都道府県知事が近傍類似の農地の価格を参酌して指定する額）は、当該農地につき同法第六條ノ二第一項の規定による決定があるまでは、同項の規定により決定され、同条第四項の規定により公示された額とみなす。
3 この法律施行の際現に農地につき存する改正前の第九條ノ三第一項各号に掲げる額は、当該農地につき同法第九條ノ三第一項の規定による決定があるまでは、同項の規定により決定され、同条第二項において準用する第六條ノ二第四項の規定により公示された額とみなす。
4 第七項に規定する総選挙の期日において現に都道府県農地委員会

の委員である者は、改正前の農地調整法第十五條ノ十七において準用する同法第十五條ノ二第三項第一号の規定により選挙された委員にあつては、改正後の同法第十五條ノ十七において準用する同法第十五條ノ二第三項第一号の規定により選挙されたものとみなす。
5 前項の都道府県農地委員会に關シ必要な事項は、政令で定める。
6 第四項に規定する者は、農地調整法第十五條ノ三の改正規定により被選挙権を有しなくなつた場合でも、任期満了後最初に行われる総選挙の日までは、なお同条の規定により被選挙権を有するものとみなす。

7 この法律施行後最初に行われる市町村農業委員会及び地区農業委員会の委員の総選挙の期日は、政令で定める。但し、この法律の公布の日から起算して六箇月以内でなければならぬ。
8 前項の総選挙に用いる市町村農業委員会委員選挙人名簿及び地区農業委員会委員選挙人名簿の調製、縦覧、修正の申立及び決定並びに確定に關する期日及び期間等は、農地調整法第十五條ノ五及び第十五條ノ七の規定にかかわらず、政令で定める。

9 前項の選挙人名簿は、農地調整法第十五條ノ六の規定にかかわらず、昭和二十七年三月四日まで据え置くものとする。
10 昭和二十五年においては、農地調整法第十五條ノ五の規定にかか

準用する同法第十五條ノ二第十一項の規定により選任されたものとみなし、いずれも昭和二十六年九月十九日まで在任するものとし、同日までの間は、改正後の同法第十五條ノ十七において準用する同法第十五條ノ二第二項中「五人」とあるのは「二人」と、「十人」とあるのは「八人」と読み替へるものとする。

11 前四項に規定するものの外、第七項の総選挙に關シ必要な事項は、政令で定める。
12 農地調整法第十五條ノ八又は同法第十五條ノ十八において準用する地方自治法第三十條（同法第四十條及び同法第四十七條において準用する場合を含む。）に規定する立会人については、政令で定める期日までは、農地調整法第十五條ノ八又は同法第十五條ノ十八の表の下欄中「五人」とあるのは、「三人」と読み替へるものとする。

第五条 農地調整法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第二百四十号）の一部を次のように改正する。
附則第三條、第四條及び第六條中「市町村農地委員会」を「市町村農業委員会」に改め、附則第三條第一項に次の但書を加へる。
但し、昭和二十六年三月三十一日までに市町村農業委員会の承認を受けたものに限る。
附則第六條第二項を削る。
（食糧確保臨時措置法の一部改正）
第六條 食糧確保臨時措置法（昭和二十三年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。
「市町村農業調整委員会」を「市町村農業委員会」に改める。
第五條第一項中「市町村農業委員会」を「農地調整法（昭和十三年法律第六十七号）第十五條の規定による市町村農業委員会（以下市町村農業委員会）」に改める。

11 前四項に規定するものの外、第七項の総選挙に關シ必要な事項は、政令で定める。
12 農地調整法第十五條ノ八又は同法第十五條ノ十八において準用する地方自治法第三十條（同法第四十條及び同法第四十七條において準用する場合を含む。）に規定する立会人については、政令で定める期日までは、農地調整法第十五條ノ八又は同法第十五條ノ十八の表の下欄中「五人」とあるのは、「三人」と読み替へるものとする。

11 前四項に規定するものの外、第七項の総選挙に關シ必要な事項は、政令で定める。
12 農地調整法第十五條ノ八又は同法第十五條ノ十八において準用する地方自治法第三十條（同法第四十條及び同法第四十七條において準用する場合を含む。）に規定する立会人については、政令で定める期日までは、農地調整法第十五條ノ八又は同法第十五條ノ十八の表の下欄中「五人」とあるのは、「三人」と読み替へるものとする。

11 前四項に規定するものの外、第七項の総選挙に關シ必要な事項は、政令で定める。
12 農地調整法第十五條ノ八又は同法第十五條ノ十八において準用する地方自治法第三十條（同法第四十條及び同法第四十七條において準用する場合を含む。）に規定する立会人については、政令で定める期日までは、農地調整法第十五條ノ八又は同法第十五條ノ十八の表の下欄中「五人」とあるのは、「三人」と読み替へるものとする。

第十二条から第十五条までを次のように改める。

(市町村農業委員会に対する監督)

第十二条 市町村農業委員会は、この法律によりその権限に属させた事項を処理する場合には、市町村長の監督にも属する。

第十三条から第十五条まで 削除

第十六条から「第十二条第二項に規定する事項」を「この法律によりその権限に属させた事項」に改める。

第十七条第一項中「市町村長は、」の下に「この法律による」を加える。

第十八条中「市町村農業委員会」の上に「農業計画及びその実施に要する」を加える。

第十九条及び第二十條を次のように改める。

(事務処理の特例)

第十九条 農地調整法第十七条ノ二第二項の規定により市町村農業委員会を置かない市町村にあつては、この法律により市町村農業委員会の権限に属させた事項は、市町村長がこれを処理する。

2 この法律中市町村農業委員会に關する規定は、前項の規定を除いて、農地調整法第十七条ノ二第三項の規定による地区農業委員会にこれを準用する。この場合において、第十一条及び第十六条中「市町村の区域内」とあるのは「地区農業委員会の地区内」と読み替へるものとする。

第二十條 削除

第二十二條第五項を次のように改める。

5 都道府県知事は、前項の委員を選任するには、第三項の規定によ

り互選された委員の過半数の同意を得なければならぬ。

第二十三條の次に次の一條を加へる。

(委任規定)

第二十三條の二 この法律に定めるものの外、都道府県農業調整委員会及びその委員に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

第二十四條中「及び第二十條」及び「第十二條第二項」とあるのは「第二十一條第二項」と、を削る。

第二十五條第四項中「第十三條第三項の規定(第十九條第三項)において準用する場合を含む。」により「削り、二人」を「一人」に改める。

第二十六條中「第二十條、」及び「第十二條第二項」とあるのは「第二十五條第一項」と、を削り「第五項及び第二十三條」を「第五項、第二十三條及び第二十三條の二」に改める。

(小作調停法等の一部改正)

第七條 左に掲げる法律の規定中「市町村農地委員会」を「市町村農業委員会」に、「地区農地委員会」を「地区農業委員会」に改める。

小作調停法(大正十三年法律第十八號)

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五號)

農地調整法の一部を改正する法律(昭和二十一年法律第四十二號)附則第三項

(経過規定)

第八條 第四條第七項の總選挙の日

の前日までは、自作農創設特別措置法、農地調整法及び前条に掲げる法律又は規定中「市町村農業委

員会」とあるのは「市町村農地委員会」と、「地区農業委員会」とあるのは「地区農地委員会」と、食糧確保臨時措置法中「市町村農業委員会」とあるのは「市町村農業調整委員会」と、「地区農業委員会」とあるのは「地区農業調整委員会」と読み替へるものとする。

2 改正前の自作農創設特別措置法、農地調整法若しくは食糧確保臨時措置法又はこれらの法律に基く命令の規定によつてした処分、手続その他の行為は、改正後のこれらの法律中にこれに相当する規定がある場合には、これによつてしたものとみなす。

3 第四條第七項の總選挙の日の前日までに市町村農地委員会若しくは市町村農業調整委員会又は地区農地委員会若しくは地区農業調整委員会がした処分、手続その他の行為又はこれらに對してした処分、手続その他の行為は、その總選挙の日以後は、それぞれ市町村農業委員会又は地区農業委員会がした処分、手続その他の行為又はこれらに對してした処分、手続その他の行為とみなす。

附則

この法律は、公布の日から施行する。但し第三條中農地調整法第十五條ノ二から第十五條ノ八まで、第十五條ノ九第五項、第九項の改正規定、及び第十五條ノ二十二第四項但書の改正規定並びに第四條第十二項の規定は、第四條第七項の總選挙の期日から施行する。

○坂本政府委員 自作農創設特別措置

法の一部を改正する等の法律案の提案理由を御説明いたします。

御承知のごとく農地改革の事業は、農地及び牧野の買収並びに売渡を終りまして、目下はこれに伴う登記事務の促進に努めておられる段階でありまして、おのおの所期のとき目的を達成することができました。この間における多数関係者の努力に對し敬意を表しまするとともに、この大事業がさしたる支障なく、ここに一応の完了を見ましたことは、同慶に存する次第であります。

さて右のごとき農地改革の段階に臨みまして、今や問題は農地改革によつて達成せられた成果を恒久的に保持すると考へます。すなわち今回提案いたしました農地関係改正法案は、この趣旨におきまして、現行制度によりまする政府の農地及び牧野の買収につき、一時的な制限を越えて生ずる小作地につきましては、農地改革によつて立てられた諸原則を恒久的に実現して行くとの精神に基いて、その自作地化をはかつて参るための新たな方法を規定いたしておるのであります。

改正法案の骨子を申し上げますと、第一に、本年二月十一日以後に自作農創設特別措置法第三條に該當する小作地が生じたといはしめても、同法による政府買収は、これを行わぬこととあります。もつとも同期日以前の事実に基づいて当然政府が買収すべきであつた小作地等、いわゆる買収漏れのものにつきましては、あくまでも同法の規定を適用して、政府買収を続けることは申すまでもありません。

第二に、本年二月十一日以後に自作農創設特別措置法によれば、政府買収に相當する小作地、すなわち不在地主の小作地または平均一町歩を越える小作地を生じた場合には、政府買収にかへて、農地委員会の定める計画により、土地所有者より耕作者に強制的に譲渡せしめることとしたのであります。従つて土地所有者に對し新たに農地証券を発行交付することを廢すとともに、土地を取得せんとする者に對しては、政府において適當なる資金供給の方途を講じたいと考へておるのであります。なお従来のいわゆる認定買収及び宅地の買収は、現行法により買収すべきものを除いて、將來はこれをとりやめ、農地問題の処理を農地委員会において簡單明確に処理し得るものに定めましたが、その理由は、恒久制度にいたしましては、問題を重要な点に限定して、その正確かつ円滑なる実施を確保したいと考へるからであります。

第三に、市町村における農地委員会と農業調整委員会を合併して、新たに農業委員会を設け、農業に關する諸般の問題をこの委員会において処理することとしたのであります。このことは財政上の理由によりまして、同時に、今後の状況におきましては、一個の農民を代表する委員において、直接農民に利害關係の緊切な問題を全般的に處理して行くこととするのであります。いわば恒久的な制度としての農地委員会の發展の當然の帰結であると存するものであります。また新たな農業委員会といたしましては、委員会の構成について現行制度よりも一層実態に即するように小作農及び中位以下の経

當規模に属するもので、小作的と考えられるものを一階層として五名、耕作の業務を営む者で右に該当しないものを二階層とし十名、合計十五名といたしました。

以上のほか改正を加えた事項もございしますが、御参考のためお手元に法律案の要綱をお配りしてありますから、それについてごらんいただきたいと思います。

何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○小笠原委員長 これにて本案に対する提案理由の説明は終わりました。引続き質疑であります、それは後刻行います。

○小笠原委員長 次に農業協同組合法の一部を改正する法律案を議題としその質疑に入ります。御委員。

○淵委員 農業協同組合法の一部を改正する法律案につきまして質疑を行います。

御承知のように、戦後日本の農業の自主的な発達のために、農業協同組合が農民自身の手によつてできまして以来、今日までの跡をたどつて見ますとき、はたしてこれが完全に運営されておつたかどうかという点に、疑問を抱かざるを得ないのであります。特に農民の自由意思によつて決定せらるべき農業協同組合の現段階における結果をながめて見ますとき、各種多様な農協が生れて参りまして、その結果農業協同組合が負担するところのいろいろな方面における重荷というものは、耐えられないような状態になつておるのではありません。こういつたことが農協の問題にされ、農協自身の経営が苦しく

なつた大きな原因であると私は存じます。まず農林大臣にお伺いしたいのでございしますが、農林大臣は御出席でないのではありませんか。

〔委員長退席、野原委員長代理着席〕

これらの最も大きな日本農業をどうするかという重大な農業協同組合の改正法律案を審議するに當つて、農林大臣の姿が見えないという事は、われわれとしては、まことに不満足であります。農業協同組合議長は、その方のエキスパートでございますけれども、組合議長に聞きましたところでも、ただ事務的な答弁しか得られないと私は存じます。従いまして質問の通告はいたしておりますが、農林大臣に私お伺いしたいことのみでございまして、後日農林大臣を出席さして、この重大な農協の問題につきまして質問したいと思ひます。何となれば、この改正法律案を出さなくてもいい事態と申しますか、法律的な解釈になつておるのに、何を苦しんで、この法案を出したかという点と自体に、われわれ疑問を抱かざるを得ない。農民の自由意思による決定でございしますならば、何を苦して兼営禁止を新たに加えねばならぬかという点からお伺いしたいので、農林大臣の出席を求めまして、私は質問を続行したいと思ひます。今日は質問を保留しておきます。

○坂本政府委員 淵委員からただいま御指摘がございましたが、実は農林大臣はききようやむないことで他出をいたしましたので、次の機会に参りまして、十分御納得の行く御答弁をいたしたいと考えております。御指摘の通り、われわれも農業協同組合の健全な

発達、育成ということには、ふだんから努力をして参つておるのであります。が、なお遺憾な点もあらうかと思ひます。今回提出をいたしました法案につきましては、さような意味で、少くともこれを一歩前進をさせるために、実は御審議を願うことになつたのであります。大臣の出席を本日いたしたかねますことにつきましては、まことに申し訳ないと思ひますが、ただいま申ししますような事情でありますので、御了承を願ひます。次会には必ず出席をいたさせます。

○小平(忠)委員 ただいま農業協同組合法の一部を改正する法律案を議題に供されたのであります。ただいま自由党の淵委員からの発言、まづ同感であります。その点は与党である自由党の委員の発言が、与党の発言にあるまじきような面もあるようですが、これは当然野党の立場から言ひますと、さういふ発言があつたから同調するのでなく、公正に考へてみた場合に、農業協同組合の現状はどうであるかということ、大臣、次官、農政局長、部長、十分御承知のことだと思ひます。にもかかわらず、この重要法案を提案しておきながら、大臣がまず見えて、さうして農協の現状に対する考へ方を端的に披露されて、さうしてこの改正案を政府提案として出すに至つた理由なり、その必要性を強調されてこそ、この農業協同組合の現状に対する農林大臣の認識が十分にあるということとを、われわれは認めるものであります。しかるにお見えになつてないといふことにつきましては、非常に私たちが重要視いたします。従いまして委員長におかれては、本案の審議は大臣の

出席を願つた上で、審議されんことを、私から要求をいたしたいわけであります。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○野原委員長代理 皆さんにお諮りしたいと思ひますが、ただいま小平さんからの御提案、まことにごもつともだと思ひますが、大臣の出席はいずれ当然出て来なければならぬと思ひます。しかしせつかく政務次官も参りましたし、農政局長も来ておることでありますので、大臣に答弁を要求する以外、何か内容等について御質疑もあらうかと思ひますが、時間的にもせつかくの機会でありますので、でき得べくんば、大臣に対する答弁の要求等は、いづれ大臣の出席のときにするといたしまして、農政局長、政務次官等に対する質問をおやりになつたらいかかと思ひますが、いかがですか。

○吉川委員 私は淵委員や小平委員の御意見にまづ同感であります。賢明な委員長にも似つかわぬ今のお言は、われわれはこの細部にわたつての質疑をやることは意味はないと思ひますので、どうか委員長においては、さうとりはかられんことを願ひます。

〔賛成と呼ぶ者あり〕

○野原委員長代理 ただいまの吉川君の御意見のような方が多いようございしますので、しからばさういふのはかいらいまして、ただいまの農協法に対する質疑はあつたといふことにいたします。

○野原委員長代理 先ほど提案理由の説明のありました家畜改良増殖法案に対する質疑を行いたいと思ひます。

○原田委員 この増殖法案の第二条の問題であります。これに「国又は都道府県は、第二章以下において規定する事項以外の事項であつても、家畜の改良増殖の促進に有効な事項については、これを積極的に行ななければならぬ」との積極的といふことが、どういふ程度のものであるか、その範圍を一応伺ひたい。

○山根政府委員 法律の第二条に「家畜の改良増殖の促進に有効な事項については、これを積極的に行ななければならぬ」と規定いたしました趣旨は、申すまでもなく、畜産の今後における重要性にかんがみまして、国、都道府県が全般的畜産の問題を強力に取上げ、これに対する施策を積極的に行なわねばならぬという精神的な意味を持たせたつもりであります。これに對して具體的に、たとへばどういふことが考へられるか、さういふお話のようでありまして、それに対して、たとへて申し上げますと、もちろん法案の第二章以下にそれら、実は具體的な規定があります。そのほかに私どもが考へておりますことを具體的に申し上げますと、たとへば畜産に關し専門的知識または経験を有する者の意見を聞いて、家畜改良増殖に關する計画を樹立するとともに、これを最善に達成するためにいろいろな努力をすること、改良の原種となるべき優秀な家畜を購買し、またはみずから、生産することによつて整備し、これを貸付し、もしくは配付し、または種付けの用に供することでありまして、さらに家畜人工授精、能力検定、その他家畜の改良増殖のために必要な施設を設けて奉仕すること、あるいは家畜の改良増殖に關

する技術及び知識の普及をはかつて行くこと、家畜の改良増殖を促進するために必要な資金、飼料等の確保について積極的に努力すること、家畜の登録事業に關し、必要な指導または援助を与えること、種畜の育成事業をみずから行い、またはこれを援助すること、共進會、展示會等を開催し、またはこれを援助することによつて、家畜改良に關する意欲及び知識の増進をはかる。このほかにもいろいろあると思ふのでありますが、私どもにおきまして、さしあたり具體的な事項として考えておりますことは、以上のようなことであります。

○原田委員 積極的にということが非常にぼけてしまつて、末端に行つた場合には、解釈に苦しむのではなからうかと懸念するのであります。今、局長の説明で内容の一部はわかりましたが、これを合法的に修正して、この法文がほんとうに生きるようにやること、がよいのではなからうかと思ふので、修正案をここに提議したいと思ふのであります。これはまだ同志とはかつておりませんが、あとへまわしてよろしいが、結局今お話になつたようなことを具體的に法文に表わすことがはつきりする。それによつてこの法の目的を完遂するということにならなければ、私はこの点で非常に疑義が多いと思ひます。私、修正案の原稿を持つておきますけれども、これはまずあとまわしにいたしまして、そのことを重ねてお尋ね申しておきたいと思ひます。

として登録が重大問題として取上げてあつたのであります。この際登録というものを全然廃止をして、そうしてこれによつて法をつくられた。これにはどうも非常な困難性があつたろうと思ふけれども、畜産局の従来からの畜産奨励の面から、登録をとるということには非常にまずい。どういふわけで登録をとらなければならなくなつたか、その理由をもう一度お聞きしておきたいと思ひます。

○山根政府委員 御指摘のように、現行の種畜法の規定によりまして、家畜登録協會が特殊な人格を持つた団体として規定されておるのであります。この行方事業は、種畜の改良増殖上非常に重要なものであることは、私どもも同様を感じておるわけでありまして、実は私もさういふことは、従來の形の協會、すなわちこの法律に基く法人格を有する団体として、登録協會の存続につきましては、御意見と同じようにこれを存続させて行きたいという氣持を持つておつたのであります。法律の改正案の制定にあたりまして、こういう氣持で關係方面と種々折衝をいたして参つたのであります。これはいろいろないきさつがあつたのであります。結論として申し上げます。実は事業者団体法という法律が御承知のようにあるのであります。この法律との關係において、この協會がいろいろの問題になつたのであります。その結果、特殊な法律でもつてこうした団体を認めるということとは、実はおもしろくないじやないかという、結論としてはそういうことになつたのであります。その結果、私もさういふことになりまし

て、私も重要視しております。家畜の登録事業は、はたして従来通りできるかどうかという点について、非常な関心を持たざるを得なかつたわけでありまして、これにつきましては關係の方面と種々折衝を最近まで続けました結果、登録協會がこの法律に基く特殊な法人団体としてはなくなるにいたしまして、別の根拠を持つた人格として、従来通りの登録事業を、従来通りの計画において執行することにおきましては、何ら支障がないという結論に到達いたしましたので、最初提案理由の御説明にも申し上げましたように、むしろこの機会にこれを自由の形で民間の創意により民主的に運営されるのが適當でないかというやうな面も、実は一方においては考へまして、さういふいささつなり、さういふ考え方でもちまして、一応家畜登録協會の規定を現行法からは削除いたしましたやうな事情であります。ただ、くどいようですが、登録事業の重要性は、今後においては從來にも増して必要であるといふことの認識は十分持つておるわけでありまして、さういふ形をかえさすことによつて、登録事業がいささかでも後退するといふやうなことはないやうに、今後法律の運用なり、あるいは私どもの施策の面におきまして手当等の面におきまして、十分注意して参りたいと考えております。

○原田委員 説明では、ほぼわかりましたけれども、大体登録協會というものの性格は、すでに當局は御承知であります。終戦後現在の段階において、登録事業というものがまったく完全に進歩したために、今日各種の種類が固

定繁殖をやつておるのであります。しかもこれは種畜法の中に含めて、国の一つの認可機關、指導機關としてやつておられたのであります。これを急ににとられることにおいて、登録協會の事業というものがたいへんな影響を与えるのではなからうか、私さうに考へるのであります。しかし事ここに至りましては多くを語る必要はないと思ひますが、この後の登録協會に對しての本省の考へ方を、もう少しはつきりした態度で臨むということだけを明示していただきたいと思ふのであります。その点をお伺いしておきます。

○山根政府委員 この法律によりまして、從來の種畜法に基く家畜登録協會は、附則の第五項をもちまして、九十日を経過したときに、現に存するものはそのときに解散するということになつております。従ひまして九十日たちますと、一応從來の家畜登録協會はなくなるわけでありまして、これを引續いてどういふ形の団体にもつて行くかということでありまして、これにつきましまして、現行法も御承知のように、大部分の規定を民法の公益法人の規定を準用いたしておりますやうなことから考へまして、私も引續いて残ります団体は、民法の規定による社團法人として、これを後継団体というか、引續いての団体として、基く根拠法規はかわりませんが、この団体が私どもの所管の団体であり、これに對する私どもの考へております考へ方なり、あるいはそれに私どもが期待してあります働きというものは、從來の種畜法に基く登録協會といささかも區別をけなないで、団体としては民法に基く団体でこれを後継して行きたい。ただ

いまのところではかような考へ方をいたしております。

○原田委員 説明がきかれて不完全でありますけれども、まずはすつことが民主的であるといふことは、一応私も納得できるのであります。そもも民主的な登録協會を法でつくつたといふことが、大體間違つてゐるということができる。その点は了承いたしました。この後の運営と、從來の面子の關係等から考慮いたしましたので、一応これをお聞きしたのであります。次にお尋ねしたいことは、定期の種畜検査は國が直接やる。臨時検査は都道府県知事にまかせるというやうなことではあります。この問題で私どもは非常に憂慮してゐるのであります。從來國がやるべきものを都道府県にやらせる。さういふ場合には、いつも經費の關係が、從來でさき必要經費の二分の一くらいしか國は負担してゐない。その他は臨時的に地方庁が負担をして実施をやつてゐるのであります。ところが今回のいろいろな面を見ますと、その額は制限を受けてゐる。ところが仕事の面は拡張せられるといふことになりまして、從來よりもつと地方庁は負担が重くなる。しかもすでに各県でも県会はいささか過ぎるに達した。出し抜けにさういふものをやらなければならぬといふことは、國としては非常に親心のないやり方だと私は思ふのであります。結局國が直接さういふものをやるとすれば、國自体が地方庁に迷惑をかけないやうな予算の措置が望ましい。さういふことをやらないうで、出し抜けにさういふことをやらねばならない。地方庁は非常に迷惑をこうむるのであります。その点につい

て政府はどう考えておられるか、一応御意見をただしておきたいと思ひます。

○山根政府委員 検査を従来国営という形をとつておりました、県に委託をいたしておつたような場合に、所要の経費の配付が非常に不足でありましたために、府県庁にえらく御迷惑をかけたおつたような場合も多かつたろうかと、実は思ふのであります。私どもはこの経費の増額には、従来財政当局としばしば折衝をいたしたのであります。遺憾ながら十分な経費が計上されていなかつたために、そういうこともあつたわけでありました。これにつきましては、もちろん経済事情の変化とともに、国の財政事情等々もあわせ勘案いたしまして、今後におきましては、この経費の増額については、引續いて私どもの立場において努力をいたしたいという気持を持つております。ただこの法律によつて、今後その一部が府県の仕事になるわけでありましたが、これについてあるいは府県では、すでに従来の計画のもとに、国の若干の経費を見込んで予算も計上し、それに基づいて計画も進行いたしているの、法律を改正することによつて、それが府県の仕事に移りかわる。従つて経費も国からは来なくなる。こういうようなことであります。府県としてはまた新しい迷惑をこうむる。こういう御趣旨のようでもあります。この点に關しましては、これは法律の三十六条以下に規定してございますけれども、新しい規定をいたしまして、種畜検査を行う場合に、今後においては手数料をとる規定があるのであります。これを財源として県の検査も行つていた

くという建前をとつておるのであります。それと同時に、今後といへども、国がやります国営の検査に對しましては、県にやはり委託する場合もありまゝすので、その場合に對しましては、従来と同じように国から委託費を差上げる。そういうものを財源として、あるいは十分かもしれませんけれども、県にはひとつお骨折を願ひたい。こういう氣持でいるわけでありました。

○原田委員 ただいま手数料の話が出ましたが、これは私はけしからぬと思ひます。地方が困つてゐるのに、強制検査をやつて、その上に國が手数料をとるといふことは、これは民主的なやり方でないと思ふ。その点に私は非常に地方民を何だか愚弄したような政策のように考へるのであります。やはり手数料をとらなければならぬのですか。これはとんでもない考へ違ひだと思ひます。検査が強制であり、強制でやつて、手数料をとるといふことであるならば、要するに手数料をとるための検査をやる、こういうことに解釈を受けた場合に、どうなりますか。この点をもう一応お伺ひしておきます。

○山根政府委員 強制検査をやつて、しかもそれに対して手数料をとるといふことは、これは考へ方によりましては、ただいまお話がありましたように、まことにおかしい話じやないか、けしからぬ話じやないかといふこと、これは言へる面もあるかと実は思ふのであります。しかし一方におきましては、検査をやりますと、それに対する検査の証明書の交付、これが使用者個人のために行われるものであり、そのために種畜証明書の印刷、あるいは用紙代等、そういう経費の若干と申しますか、一部をその申請者に負担させることは、ある意味では合理的な面もあるわけでありまして、従ひまして額がはたして不当に高額であるかどうかといふことに、そういう考へ方からいたしますと、問題は移るのではないかと考へるのであります。従ひまして、この額を非常に高くないようにすることが、私どもの考慮いたした点であります。同時に額はかりに適正でありまして、お話をように手数料収入を上げるために不必要な検査を強行するといふようなことの問題になります。これはこの法律の運用の問題になるわけでありまして、もちろん十分戒心して行かなければならない点であると考へておるわけでありました。國なりあるいは都道府県の財政の問題が一方においてはありましたので、はなはだ苦しいりくつではありますけれども、今のような考へ方をしたのはたまたまのことであります。將來國、府県の財政が緩和されましたあかつきに、こうした強制的な、しかも全部に對する強制的な検査に對しまして手数料を減免するといふ方向につきましては、私どもも考へ方としては持つて参りたい、かような考へ方でございます。

○原田委員 手数料については今の説明でまだはつきりわかりませんが、実費の程度でとるといふことに了承してよろしいかと思ひます。次にお尋ねしたいことは、人工授精といふことが全國に普及徹底をするといふことになりまゝすと、これによつて一面には失業者が出るのではなからうか、こういうことが考へられます。全國の種牡牛馬管理者の数だけでも一萬を越えております。ところが人工授精をやるためにそういう仕事ができなくなる。全國で二百六十といふ数でありますから、大したものでもなからうと思ひけれども、人工授精は一頭について何百もの妊娠歩合を高めることができるので、これがために失業者が出るということになつたらたいへんな社会問題を起すのではなからうか、こういうことも一応心配いたします。同時に生産地帯からこの馬の生産を極力奨励をいたしておつて、それがために畜産といふものが成立しておるといふことも言へるのであります。それが、そうなりますと、優秀なもののみで、ほかのものは絶対に売れない、こういう臨路もただちに出現するやうなことになるのであります。その点に對しての、人工授精の限度をどの程度に考へておるか、また受胎歩合が八八%あるいは九〇%とか七五%とか言われますが、所によつてはまた人工授精でなく、直接現物のベニスをするまゝ交換をする、その方が成績がよろしい、半面にはこういう反対意見もあるやうであります。その点について専門的な見解から一応説明をいたしたいと思ひます。

○山根政府委員 人工授精を行うことになりまゝと非常に能率的になる關係で、従来の種畜業者が失業するといひます。経済的に打撃を受けるといふことは、実は人工授精をとりあげる際の大きな一つの問題になつておるのであります。これに對して何らかの救済策を講ずるやうにと御趣旨は、私どもも十分考慮いたしたい。それでは具体的にどういふことを考へておるかといふことになりまゝと、これは実は先般來種々考究中でありまして、たとえば種牡畜業者に對して、希望があればできるだけ優秀な品種としかもしれを私どもの牧場に持つておきますものの中から、優先的に交換といひますか、お下げをして、新畜に切りかえをしていただくといふことも一つの考へ方ではないかといふやうなことを取上げておつた。ただいまこの対策について種々考究いたしておりますので、御希望なり御趣旨にできるだけ沿うやうに結論を出したいと思ひております。それからもう一つ人工授精はどの程度に考へておるかといふことであります。これはもちろん津々浦々すべての家畜に人工授精を実施するといふやうなことは、少くともまだいま考へてはいないものであります。これはもちろんいろいろ種々の資源の關係等々あります。また種畜の分布状況なり、乾畜の分布状況といふやうな点から、技術的にそういうことができないといふ面もあつたと同時に、一方においては、それは申しまして何しろ新しい試みでありますし、諸外國の事例はもろろん持つておりますけれども、いろいろ御心配になつておりますやうな諸点も、もちろん私どもの頭の中にあるわけでありまして、そういう点も若干考慮いたしまして、ただちに全國すべての所に、これをすべての家畜にまで及ぼすといふことは、そういう面からいたしたいところでは計画はいたしておりません。

○原田委員 今諸外國のお話が出ましたが、この人工授精につきましては、要するに血統、能力、体格の統一といふことが根本目的だと思ひるのであります。

すが、特に乳牛方面につきましては、諸外国の血統を入れることが重大なる役割を果すといふことは申すまでもないのであります。つきましては、この際人工授精を奨励する意味から、一歩を進めて、アメリカの優秀なる血統の精液を、何かの方法で日本に飛行機でも持つて来て、優秀なるものにこれを人工授精するといふ考え方まで持つておるかどうか、その点をお伺いしておきます。

○山根政府委員 外国から優秀なる精液を輸入するといふことにつきましては、ただいま関係方面とも種々話を進めておるわけでありまして、そういう計画を持つておるといふことを申し上げておきます。

○原田委員 もう一点。それでは結論に到達いたしますが、先ほど満場一致で牧野法が通過いたしました。これはまことにけつこうなことであります。一昨日も申し上げました通り、牧野の利用価値を、どうしても畜産局は高度に利用しなければならぬ。牧野を利用しまして、完全無欠な種畜の育成をやらなければならぬと、私は考えるのであります。要は今日のような能力本位で家畜を改良しなければならぬ場合においては、国がある程度の貸与規定をつくつて、優良種畜の育成生産を牧場でも、牧場に出たものを、国が保証したものを、各県の地域的に改良の目的に沿うようなものを配布してやる、これが一番重要な裏づけの点であると思はれます。とこ

ろがいろいろ先ほどから予算の話を上げましたが、何をいっても予算の裏づけがないために、こういふわくの中で仕事をしなければならぬといふよ

うなことに、結局なるのではなからうかと思ふのであります。畜産局の重大使命として、こういうことをやることによつて、初めて全養畜農民が畜産局を慕ふことになり、また国の面からたみも痛感することになる。そういう面からいたしまして、少くもこの家畜の貸与制度を、今回の議案には間に合わなくても、次期議会くらいに提出して、予算の裏づけをして初めて完全なる種畜の確保をし、それを奨励の基本とする、こういう気持があるかどうかを一応お伺いして置きたいと思ふのであります。

○山根政府委員 畜産の振興のために種畜の貸与制度を拡充するといふことは、強化するといふことが一番効果のあることであることは、私もよく承知いたしておりますが、このために相当な経費がかかるというやうなことから、今日そのことが十分行われておりません。これは私も非常に遺憾に思つておるわけでありまして、私も思つておるわけでありまして、私どもはできるだけ早い機会に、私どもの政策を御趣旨に沿つた取上げ方をひとつやつて参りたい。次の国会に法律でそのことを提出することになりますか、あるいはどういふことになりますか、これはまだここではつきり申しかねますけれども、私もさういふ考えを持つておることは、はつきりお答えできると思ひます。

○原田委員 今回の問題で幸い政務次官もおいででございますから、この点はよく御存じであります。今局長の説明だけでは、どうもまだ不安がありますので、どうしてもこの問題を大きく政治的に解決してもらわなければならぬと存ずるのであります。予算はわ

ずか二億とか三億でいいのじやないかと思ひますから、どうかこの際はつきり、努力をする、実現するように努めるといふくらいは、政務次官の御答弁をお聞きしておきたいと思ひます。

○坂本政府委員 種畜の貸与制度につきましては、実は本年度の予算を編成いたしました際にも、農林省といたしまして、その点を強く主張いたしましたのであります。本年度は国の財政の面からいたしまして、遂にいられなかつたのであります。なるといふ早い機会に、この考え方はぜひひとつ実現をいたしたい、かように考えて、せつかく努力をする所存でございます。御了承を願ひたいと思ひます。

○小平(忠)委員 ただいま原田委員から詳細な質疑がかわされました。本法案の全貌がほほ明らかになつたわけでありまして、私はあわせまして、重要な点についてお伺いしてみたいと思ひます。この家畜改良増殖法案におきましては、今回新たに家畜の人工授精を法制化して、そうして家畜の改良増殖をはかるという点に主眼があると思ふのであります。農林省は今日まで、この家畜の人工授精について、非常に積極的に指導奨励して参つたわけでありまして、今日の段階において、この家畜人工授精の普及状態、あるいは施設の状態等について、現在どうなつておるか、この点をひとつ伺いたたいのであります。

次はこの提案理由の説明の中にも、二十五年度は全国で二百六十箇所に対して、約半額の国庫助成をしたいといふ御説明であります。ところがこの家畜人工授精というものは、御承知のように簡単に参るようには思ひますけれど

も、やはり施設が相当するわけですから、これに対して農林省の本年度の予算は非常に少いのであります。ただいまの政務次官の提案理由説明なり、あるいはただいまの局長の御説明を伺いますと、相当これに対して積極的な方向に出ようといふことは明らかであります。現在の農林省の予算だけでは、この計画を遂行できないのではないかと、この予算の補正等をいたしまして、この予算の裏づけをする考えがあるかないか、この点について伺ひたいと思ひます。

○山根政府委員 現在各都道府県における家畜人工授精がどの程度に普及しているかという、実施状況につきましては、お手元に資料として配付してあります。付表十一、各都道府県家畜人工授精実施状況を、年度別に、これに用ひました雄の家畜が幾ら、相手になりまして、雌が幾ら、雄の頭当たりの最高が幾らであり、平均が幾らかという程度の欄をもちまして、授精実施状況の調べがございまして、それでござらん願ひたいと思ひます。

さらに人工授精を実施するためには、お話のように建物なり、あるいは器具機械、その他相当な経費がかかるわけでありまして、これに對しましては、私どもの方で半額——一箇所九万五千円、これはお話のように、まことに微々たるものであります。これではとても話にならぬじやないかといふやうな感じがいたしたのであります。実は先般御可決をいただきました家畜保健衛生所法案に基く家畜保健所に対する助成も、これは一箇所当り二十

五、六万円——たしか六万円だつたと思ひますが、この助成が行くわけでありまして、多くの場合、県としましては、これと人工授精とを併置することになると思ふのであります。約三十四、五万円の助成が行くわけでありまして、もちろん、これで完全に十分だとは思ひませんが、いけば最低限度の規模、設備の授精所は、これは必ずしも不可能ではないではないかといふ考え方で、そういう手をとつておるものであります。

〔野原委員長代理退席、山村委員長代理着席〕

ただこの不足分に対しては、次の議案に補正予算で考慮する意思があるかどうかといふ点になります。これは私どもとしましては、もちろんそれまでにはこの授精所が動くわけでありまして、この実施状況ももちろんある程度わかると思ふのであります。一方、今日畜産に関する問題について、ただいま原田委員からもお話がありまして、今後予算の面におきまして、また、積極的に考へて行かなければならぬ問題が多々あるわけでありまして、予算の補正等の機会が今後あります場合には、この人工授精施設につきましても、その間における実施状況を考へました上で、必要があればこれを追加補正して行くといふことについては、もちろん考へて参りたいといふやうな気持を持つております。

○小平(忠)委員 まことにたよりのない御回答をいただいて遺憾に思ふのであります。なぜならば、畜産の改良助長に對しまする法案が、かつては家畜保健衛生

生所法、さらに今回は家畜改良増殖法が提出された。しかし法律がいくら出ましても、基本的なそれをどうするのだという具体策がないことには、これはまったく空文にひとしいのでありまして、特に最近の畜産事情については、すでに農林省にも十分わかつているはずだと思ふ。結局家畜がどん／＼値下りをして、これに対する飼料が伴わない。こういう現状から見まするときに、日本農業全部、ことに単作地帯、東北、北海道方面は、畜産を何とかして奨励しなければならぬ点については、農林省においてはまったく同感だと思ふのであります。私はこの法案の趣旨には賛成であります。また今の考案等につきましても私は賛成であります。問題は具体的に進めるところの予算的措置がまず第一に必要であると考えます。それからそれに対して具体的な構想をお持ちになつておらぬと、次から次に法律をつくつて、それが空文に終る結果になる、こう思ふわけでありまして、ですからもう少し積極的な施策を考えてもらふことが必要であるということ、まずこの問題といたしまして、ただいま局長の説明されたような予算的な考案方では、私はこの点が非常に懸念されるわけでありまして、なぜかと言ふに、とかく畜産の面では、博愛という言葉が古くから使われております。結局政府なり民間団体が真剣になつてやれる態勢がないと、一部のボスのものがあるの法といふところを雇用して、そして結局自分の私利私欲のために動くという行き方をとられる。あの人は博愛的だという言葉が使われるのですが、それは根本的に政府の施策が完全な活動をしてない

からそういうことが出るのであります。畜産五箇年計画を立て、さらに有畜農業という観点において、大きくこの主張をすべきであるという点が強く主張されておりますが、これは私練返して言いますが、最近の畜産事情というものは、牛でも馬でも話にならぬような値下りでありまして、それから卵も御承知のような急激な値下りによつて、もう養鶏は成立たない状況になつております。さらにめん羊のごときは、一時国内羊毛資源の非常な不足から、めん羊の飼育に非常な努力をいたしまして、結局戦時中戦後を通じて急激な増殖が見られて、現に北海道だけでも、戦時中五、六万頭であつたものが、現在は三十万頭を突破して、この飛躍的な増殖を見ておりますが、これが最近どうかという、一時毛のやみが五千円から七千円もしたのが、去年の暮にかけて、二千円でも三千円でも全然買手がなかり、ですからめん羊を飼育する飼料、その飼料の手配ができない。私はそういう観点から見ますと、ときに、この家畜改良増殖法によつて、優秀なる種を、また優秀なる技術によつて増殖をはかるという趣旨には賛成であります。こういつたような最近の畜産情勢に對しては、根本的な施策がなければ、これは非常に憂べき結果をもたらすと思ふ。これに對しては坂本農林政務次官あるいは畜産局長は、最近ここ数箇月の畜産の現状に對していかなるお考え、対策を持っておられるか、その基本的なお考えをいただきたい。

○坂本農林政務次官 政府の政策を強力に実行いたしますために、まず予算の充実が必要でありますことは御指摘の通りであります。従つて農林省といふ予算の確保につきましても、いろいろの努力をいたしておるものであります。が、御承知のような国家財政の現状からいまして、おのずから限りがあるものであります。この点御指摘の通り十分な点もあるかと思ひますが、今後機会のあることにその点は強く主張をいたします。ぜひ畜産奨励のために、必要な施策が十分徹底できまするよう、さらに努力をいたしたいと思ひております。

○小平(忠)委員 まことに抽象的な御答弁で、私はそれじや具体的に伺ひたいのであります。この間案は院内の畜産議員連盟の総会で、最近たまたま畜産局の存廃問題についていろいろ言うが、これはまことにけしからぬといふこと、さらに畜産庁を設置すべきであるといふような強い意見が実は出て、申合せをしたのですが、畜産に關係する議員が集まつたさういつたような組織、さらに全国的な畜産農家が考へてゐる意見としては、農林省自体が、具体的に積極的な畜産行政を強化していただきたいという意見があるのではありませんか、政府は畜産庁設置のようないくつかの御意見が、畜産に對して、具体的に伺ひたい。

○坂本農林政務次官 過般行政制度審議会におきまして、いろいろ最近の行政機構につきましても審査されたやうであります。もつともこれは小委員会の意見と伺つておりますが、その際農林省の機構について、いろいろ批判検討された模様であります。その際たまた／＼畜産局はなくてもいいじやないかという御意見も、一部にはあつたやうであります。これは從來軍馬というものを奨励し、また軍馬の必要があつた當時におきましての思想が残つておるじやないかと思ふのであります。たまたま戦争を放棄した日本には、軍馬の必要がなくなつたといふところに原因があつたやうであります。しかしながら新しい日本の農業を奨励して行かなければならぬことは、これはひとしく痛感されることでもあります。また国会におきまします議員の中にも、多くの同志の方々がおられるのであります。私たちがはかかる暴論に對しましては、どこまでも反駁をいたしまして、そうしてむしろ畜産局をより強化し、より拡充することになればならぬ、かように考へておるのであります。ただいま畜産庁設置の御意見等もあつたのであります。ただいままたたかにかようなことが実現はできないと存じます。将来はまた大いに考へてみたいと思ひます。

○河野(義)委員 この機会に二、三伺ひたいのでありますが、その前に、まず前提として申し上げることがある。最近私の深く遺憾とするところは、どうも国会における論議がきつめて小さく、きつめて要領な話ばかりだと思ふ。日本の置かれておる国際的な地位、財政的現状等からやむを得ないとは言ひながら、われ／＼政治を論議する以上は、一つの理想を立てまして、理想に現実を強く引寄せ、それが政治だと思ふ。その意味合いにおいて、畜産におきましても、もう少し大きく議論をしてみたいと思ひます。

政府はしば／＼本委員会におきまして、日本人の食生活を、従来の穀粉質中心の食生活を、蛋白質中心の、いわゆる欧米式の食生活に切りかえるのだ、これを目標としてすべての政策を立てるのだ、こういうことを言つておられます。私はまったくこの点につきましても同感であります。それにつきましては、まず第一に伺ひたいのは、かねてお立てになりました、われわれの今手元に来ております資料に、畜産五箇年計画、これを最近の飼料事情また経済事情等から見まして、御変更になる御意思があるか、またさらにこれを拡大する御意思があるかどうか、これをまず伺ひたいと思ひます。

○山根政府委員 五箇年計画もスタートいたしましたから、一兩年経過したわけになります。その間の実績は、当初計画いたしました点通りに、必ずしも進んではおりません。幸いに多くの家畜が計画を上まわつておるといふ実績を示しておりますので、私ども結論としては非常にうれしく思ふのであります。すけれども、御承知のように、目まぐるしくいろいろな情勢がかわつたわけでありまして、當時予想いたしましたことが、次々に変更いたしました。それに基いて実績も予定通りに進まないという実情であると思ふのであります。二十八年度をもつてこれが完了するわけでありまして、この間不動不変のものとして、固執するといふつもりは、もちろんないのであります。具体的には、飼料の統制が四月一日から撤廃になるという重要な要素も、當時としては、おそらくこの時期にこういうことになるという前提ではなかつたろうと思ふのであります。さらに外国

貿易の問題で、たとえば先ほど問題になりましたように、種畜の優良な精液がどん／＼入つて来るようなことになりますすれば、またそれに従つて増殖計画も建直す必要に迫られるという事情が、こうした一、二の面にとどまらず、おそらくあらゆる面において、今後とも起きて来るであらうと思うのであります。そういう意味で、私どももこの計画を今後どう扱うか、これを最後まで不動のものとして私ども考えておらないことは、先ほどお断りした通りであります。が、実際問題として、いつの機会にこれをどういう方法で改訂して行くかということまでの考えは、ただいまのところ持つていないのでありますけれども、少くとも新しい事情を織り込んだ新しい計画として、これを見直すという時期が当然来ると私は考えております。その場合に、もちろんこの計画を、お話のように大きく拡充するという方向で改訂が行われるであらうことは、これも私どもそういう気持でありますことも、はつきり申し上げることができます。

○河野(總)委員 私はこの段階で、畜産の少くとも五箇年はおろか、十箇年くらいは計画があるべきだと思えます。政府がかねて立てました五箇年計画をそのまま遂行いたしましたも、私の承知しておるところでは、アメリカあたりの一人の一日の蛋白質の攝取量最前の数十分の一だろうと思います。たしかアメリカでは一人あたり一日八十グラム以上の動物質蛋白を攝取しておるというのを、私は聞いております。この五箇年計画が遂行されましたも、その数十分の一だというような、いろいろな小さな計画を立てておりまし

て、一方においては澱粉質中心の食生活から、蛋白質中心の食生活に切りかえるのだというのでは話が合わない。私はこれは決して夢じゃないと思います。少くとも従来の農林省の食糧管理局が、農林省の全部を背負っているような澱粉質の食糧中心の行政を、もう少し勇敢に畜産局中心の方に切りかえることができれば、農林省がかねがね言っているところの食生活の切りかえというようなことはできないのです。口には食生活の切りかえを言っておりながら、農林省の行政そのものの切りかえがあつともできていない。その意味において、私は少くとも畜産五箇年計画なり十箇年計画を立てる以上は、五箇年目なり十箇年目には、一日の日本人の動物質蛋白質の摂取量が、少くとも欧米の十分の一なり五分の一というようなところに目標があるべきだと思います。さようなことを立てて、そしてこの行政の指導をしていただきたいということ、私は希望するわけであります。それと同時に、もう一つこの機会にお願いするともにお尋ねしたいとおきたいことは、一応五箇年計画というものを前提にいたしました場合に、その五箇年後の計画が遂行いたしました場合には、牛乳その他肉の生産費が幾ら切下げられるか。私の承知している範囲では、現在のように牛乳が一升四十五円も五十円もしておつたのでは、国際的に乳製品の価格が引き合いません。政府の施策には、必ず経済的な裏づけがなくちゃいかぬと私は思っています。少くとも牛乳の生産費が、現在の段階におきましては、二十五円ぐらいのところまでに生産費が下り、しかも有畜農家が十分経済的に引き合う

ような施策が必要だと私は思います。それに粗飼料、濃厚飼料の問題、まな本日ここに提案されました、家畜の改良増殖の問題、これらの問題が取上げられるのでありますが、政府といしましては、かつて立てました五箇年計画によりまして、経済的には、五箇年後においていかなる推移をたどつて行くかということについて、参考資料があればこの際お聞かせ願いたいと思ひます。

○山根政府委員、畜産物の生産費を非常に切下げる余地があり、そうしなければならぬことについては、私どももまったく同意であります。特に一方においては、占領国であるという立場、従いまして関税の自主性も持てないようなわが国の現状でありまして、そのもとにおきましては、そういうことでありまさんと、畜産のせつかくの振興も、外国品との競争で、これはとても太刀打ちできないというような事情に置かれてゐるわけであります。そういう意味から申しまして、経営を合理化することによつて、生産費を引下げなければならぬということは、まったく同意であります。

〔山村委員長代理退席、委員長着席〕
これにつきましては、今後飼料の面、その他生産費の低減の面と同時に、一方においては、たとえば家畜の生産性を高めるといふような面等にも力を及ぼしまして、その面に努力をいたして行きたいと、これは強く考えている点であります。

五箇年計画の終了のあかつきに、これが経済的に果して——たとえば鶏卵にしましても、牛乳にしましても、ど

の程度に供給が潤沢になり、従つて経済的には、生産費としてはどの程度に低減が可能であるかという点になりまして、當時もちろん外国品との競争という点も、あるいは念頭におかれて計画が立てられたものだと思うのでありますけれども、具體的にどの程度に引下げられ得るかということは、これは今日の見通しとして、實際問題としては、なかなかむずかしい点であらうと思ふのであります。ただ計画といふし

ましてできませんでしたのが、結局價格の
点で国内では消費し切れない、あるい
は外国品との競争において、できたけ
れども、すべてこれがストックとなつ
て、消費に向かないということは、こ
れは計画としては少くとも当時から考
えていなかつたわけであります。五箇
年計画を、先ほども申しましたよう
に、新しい情勢のもとにおいて、立て
直すといえますか、再検討をする時期
になつておりますので、今後において
はそうした経済的な目標というものは
一つの目標に立てまして、この計画の
検討には万全を期して行くことにいた
したい、かように考える次第でありま
す。

○河野(謙)委員長 重ねてお願いしますが、経済的の裏づけをぜひ考えてもらいたい。政府として家畜の増殖をやりました。またえさの対策を立てました。でも、その結果牛がふえ、豚がふえ、羊も、引合わない牛や豚がたくさんできるだけでありまして、またそこに農村の恐慌が起つて参るのであります。その罪は政府がつくることになりました。でありますから、少くとも増殖計画を立てると同時に、経済的な裏づけといふものは、政府が責任を持つて

最後に小さな問題でありますが、一件伺います。ふすまが今度統制撤廃になりましたが、そのふすまの中の二割なり三割を、政府の命令によつて確保保証するというような措置が残つておるよゝうに聞いておりますけれども、さうやうなことがありますか、どうですか。

○山根政府委員 飼料の措置につきましては、小委員会なり、あるいは本委員会で問題が取上げられましたとき、私から御説明をいたしました通りの考え方をしておるわけであります。たまふすまがその生産量の二割なり三割を命令でもつてこれを統制するといふようなお話がご耳に入つておりますけれども、これは実は私どもも命令でもつてどうこうしようという考えは持つていないのであります。幸いと申しますか、たまふすまの生産者が製粉工場でありまして、政府所有の麦を委託加工する建前になつておるわけでありまして、そういう意味でそれをつかむといひますか、話合いを進めるのことに非常に便利な状況に現在置かれております關係で、私どもとしましては、

需舞者の希望なり必要に應じまして
話合いでもつて、場合によりまして
は、納得ずくの契約づくでもつて、苦
干のものは少くとも苦座、あるいは必
要があればそれを卸して行くというこ
とも、話合いでいけるのじやないかと
いうような考え方を、実はしておるま
けであります。これがためにはどうし
てもある程度のふすまは供給してほし
い、こういふような需要者側の希望
あれば、話合いでもつて幾らかのふす
まの確保というやうなものもやつて行

きたいというような考え方をしておるわけでありまして、何割を命令でどうしようというような考え方は、実はいたしてないわけでありまして。

○河野(總)委員 たま／＼けさの読売新聞に、畜産局の飼料課の責任において、読売新聞の読者からの質問に答えた答弁書があつたのであります。それに二割なり三割のものを確保しておくという記事があつた。私の非常に恐れることは、もしさうであるならば、二割なり三割のふすまを政府が抑えて、それだけのものをたな上げしておくと、結果になりますと、ふすまの需給関係をそれだけ逼迫させることになりまして、かえつて政府の意図するところと逆に、ふすまの値段がそれによつて上るといふことを恐れるわけでありまして。それと同時に、もう一つお伺いしたいのは、さうにしましたら場合、いかなる価格によつて買い取られるか、そのときの市価によつて買われるのか、政府があらかじめ定められた別の価格によつて買われるのか、ふすまの二割なり三割を確保しておくというところは、同時にさういふような措置をとることがありましたけれども、さういふことはされないで、むしろまつたく自由にされる。もし緊急な事態があつた場合に、緊急な事態に備えての法的措置を講ぜられればよいのであつて、あらかじめさういふ措置をとることは適当でないと思つて、この点をあらためてお尋ね申し上げます。

○山根政府委員 ふすまについて二割とか三割とかいう具体的な比率でもつて、けさの新聞をまだ見ておりませうけれども、さういふことがあつたといひましたら、これは私が先ほどお話ししましたように、考え方はさういふ意味で考へておるわけでありまして、ただ二割、三割という具体的な数字を出したといひますれば、今日の事情下における需給側のさうした希望をある程度意識いたしましたして、それに基いてその程度の措置が必要であらうという見通しのものにおける計画に基くものだらうと思つておるわけですが、さういふことを考へることは、これは好ましくない。むしろ完全に放任しておいて、緊急の、ほんとうの必要がある場合に、規則に基く命令権を發動した方がよいように思つて、御意見に對しては、私も、実はさういふ本日以前においても、河野委員にもお話し申し上げましたように、そのお考えには同感であります。従ひまして、さういふ考へ方で進めて行きたいと思つております。ただ二割、三割の問題は、私は重ねてお断りをいたしますが、さういふ現状における見通しに基いて、一応製粉工場から、どこ／＼地帯に若干のふすまを供給してもいい、よろしうございまして。さういふような話合ひであくまで片づけたい。従ひまして、都合によつてどうしても製粉工場の方からさうした出荷に應じない場合には、もちろんあくまで強制するといふような意圖は持つていないといふことを御了承願ひます。

○小笠原委員 前からお尋ねしておきますが、ただいまの畜産局長の案は理想案であつて、実際の事情に應ずるも應じないもない。値段の事情によつて、自分たちが高くしようと思へば、二割を利用して、畜産局の命令であるからといつて、悪用されるからい

は多分にある。あなたがさう言つたところで、あなたの末端の役人がさういふことをしない。いろ／＼と製粉工場あたりと連絡を密に、非常に悪用されるおそれがあるから、全面的に廃止するようになつては努めなければ、これはたいへん問題になると思つた。こんなものを二割とか一割とかひつかけて出すこと自体が誤りで、今の河野君の御質疑は、こつともなことである。この点はもう一辺あなたの方で御研究なすつて、至急に明確にするこ

とがよいと思ひますが、いかがですか。

○山根政府委員 委員長並びに河野委員の御意見は、実は私も前から承つておつたのでありまして、私としては若干／＼いへん何と申しますが、含みのあるさういふ響きでお聞きとなりなつたかと思ひますが、私としてはさういふ考へ方に同感であるのであります。実際に當つて、いろ／＼この運用が間違つて、御趣旨に反するやうな結果にならないやうにしなければならぬといふ御注意は、こつともなことでありまして、私もその点について、今後の運営にあつて十分注意をして行きたい。さういふことの悪用といふやうな事態が起きないように、十分努力をいたして参りたいと思ひます。

○小笠原委員 なたお種牛とか種馬とか、あるいは乳牛とかいうことについて、あなたは非常に心配なさいました。が、さういふものを持つておるのは、団体であるとか、有力者で、ふすまの獲得に對してそんなに困難を感じるものは一人もない。ただこれは工場の値の調節をする便宜主義にしかすぎない。

い。それが今日問題となつて、あなた

のこの判をばんと押させて、これをおやりになることは重大な間違ひである。であるから、早くこれを明確にして、廃止なさるやうにした方がよいと思ひますから、ひとつ御研究をお願いしたい。

○小平(忠)委員 間違ひいたしました。お伺いいたしますが、飼料公団の廃止に伴ひまして、山根さん等もたび／＼言明されたと思いますが、一部の飼料を統制するために、飼料需給調整規則を四月一日から出されるということでありまして、さういふ以前言明されたやうにお出しになる御意思でありますか、おやめになるつもりでありますか、その点をお伺いいたします。

さらに関連いたしましたして、公団を廃止した後に於ける一応の体制を、やはり整備して行かなければならぬと思つたのであります。すでに公団も三月三十一日で廃止になり、今後の飼料の需給関係と、また配給機構といつた点について、一部問題のある点は魚かす油、あるいは魚油とか、米ぬか油の統制撤廃といふことに関連して、大豆かす油がまだ撤廃になつていないといつた関連において、大豆かすといふものと一部統制品と統制外の飼料の問題、さういふ関係について御説明を伺いたいと思ひます。

○山根政府委員 お尋ねの二点にまたがつてお答えいたしますが、大豆かすが御承知のように醸造用みそ、しょうゆの原料としての統制が引續いて行われるわけでありまして、その間においては、これが飼料用にまわるものも、切符でコントロールして行く必要がありまして、これを規定しました

飼料需給調整規則を四月一日に公布したのであります。これに合せて米ぬかの一部出荷命令権を農林大臣が持つことになりまして、これは飼料の立場と同時に、一方においては米ぬか油の原料を確保するといふ見地から出たのでありますけれども、これを内容といひました飼料需給調整規則を四月一日から公布実施いたしましたやうな関係でございます。

○小笠原委員 他に御質疑はありますか。別に質疑もないやうでありますから、これにて本案に対する質疑は終了いたします。

午前中の会議はこの程度で止め、午後二時より再開することとし、暫時休憩いたします。

午後一時五十分休憩

午後二時十一分開議

○小笠原委員 休憩前に引續き會議を開きます。

本日はこの程度にとどまして、次回は公報をもつてお知らせすることにいたしました。本日はこれにて散会いたします。

午後二時十二分散会

〔参照〕

牧野法案(内閣提出)に關する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十五年五月四日印刷

昭和二十五年五月六日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所